

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月30日
【事業年度】	第9期(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)
【会社名】	G C A 株式会社 (旧会社名 G C A サヴィアン株式会社)
【英訳名】	GCA Corporation (旧英訳名 GCA Savvian Corporation)  (注)平成28年7月7日開催の臨時株主総会の決議により、平成28年7月31日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡辺 章博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R 室リーダー 加藤 雅也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R 室リーダー 加藤 雅也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	10,813	22,381	13,019	13,159	18,558
経常利益 (百万円)	2,795	4,306	3,596	2,734	2,660
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,259	1,125	2,260	1,614	1,373
包括利益 (百万円)	2,570	3,874	2,628	1,584	1,479
純資産額 (百万円)	32,457	14,419	8,712	9,319	19,828
総資産額 (百万円)	35,364	16,836	13,188	14,608	27,389
1株当たり純資産額 (円)	205.87	240.11	310.18	332.64	503.56
1株当たり当期純利益金額 (円)	44.18	42.22	85.81	59.97	43.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	41.59	84.26	54.04	41.68
自己資本比率 (%)	15.5	38.0	61.3	61.7	69.6
自己資本利益率 (%)	20.5	18.9	31.2	18.9	9.8
株価収益率 (倍)	21.7	24.0	13.5	20.8	19.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	978	23,349	4,164	1,242	2,716
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	63	130	87	138	271
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,347	21,951	843	975	1,735
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,556	7,147	9,412	9,830	11,237
従業員数 (人)	224	214	224	244	387

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第7期より、投資事業有限責任組合(ファンド)を連結の範囲から除外しております。

4. 平成25年1月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (百万円)	876	4,821	5,066	8,491	7,779
経常利益 (百万円)	529	1,029	1,384	2,841	2,101
当期純利益 (百万円)	857	674	1,117	1,855	1,603
資本金 (百万円)	514	525	588	1,328	203
発行済株式総数 (株)	286,498	28,673,300	26,325,224	27,099,752	38,721,452
純資産額 (百万円)	5,205	5,409	5,681	6,559	17,193
総資産額 (百万円)	7,785	6,444	6,542	10,457	19,512
1株当たり純資産額 (円)	173.97	179.99	193.98	230.81	436.54
1株当たり配当額 (円)	3,000.00	13.00	32.00	35.00	45.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(5.00)	(5.00)	(10.00)	(10.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	30.10	25.31	42.43	68.92	50.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	24.93	41.66	62.10	48.67
自己資本比率 (%)	59.6	74.5	77.3	59.8	84.6
自己資本利益率 (%)	15.4	14.3	22.7	32.8	14.1
株価収益率 (倍)	31.9	40.1	27.3	18.1	16.3
配当性向 (%)	99.7	51.4	75.4	50.8	89.4
従業員数 (人)	131	127	103	110	126

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第5期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部への上場を記念した、記念配当1,500円を含んでおります。
3. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成25年1月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
4. 第7期の1株当たり配当額には、特別配当5円33銭を含んでおります。
5. 第8期の1株当たり配当額には、特別配当15円を含んでおります。
6. 第9期の1株当たり配当額には、上場10周年記念配当10円を含んでおります。

## 2【沿革】

年月	概要
平成20年3月	G C Aホールディングス株式会社及びサヴィアン株式会社の共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社G C Aサヴィアングループ株式会社（現G C A株式会社）を設立
平成20年4月	サヴィアン株式会社を吸収合併
平成20年12月	GCA Savvian Europe, Ltd.を英国現地法人として設立
平成22年2月	インド・ムンバイに駐在員事務所を設立（平成23年3月現地法人化）
平成23年3月	GCA Savvian India Private Limited（現GCA India Investment Advisers Private Limited）をインド現地法人として設立
平成23年5月	基師亜（上海）投資諮詢有限公司を中国現地法人として設立
平成24年6月	大阪事務所を開設
平成24年9月	東京証券取引所市場第一部へ上場
平成24年12月	G C Aホールディングス株式会社及びG C Aサヴィアン株式会社を吸収合併
平成25年4月	G C Aサヴィアン株式会社に商号変更
平成26年2月	M C o株式会社を設立
平成26年4月	アンプリア株式会社を設立
平成26年12月	GCA Savvian Singapore Private Limited（現GCA Singapore Private Limited）をシンガポール現地法人として設立
平成28年3月	G A株式会社を設立
平成28年7月	GCA Altium Corporate Finance Limitedと経営統合 G C A株式会社に商号変更

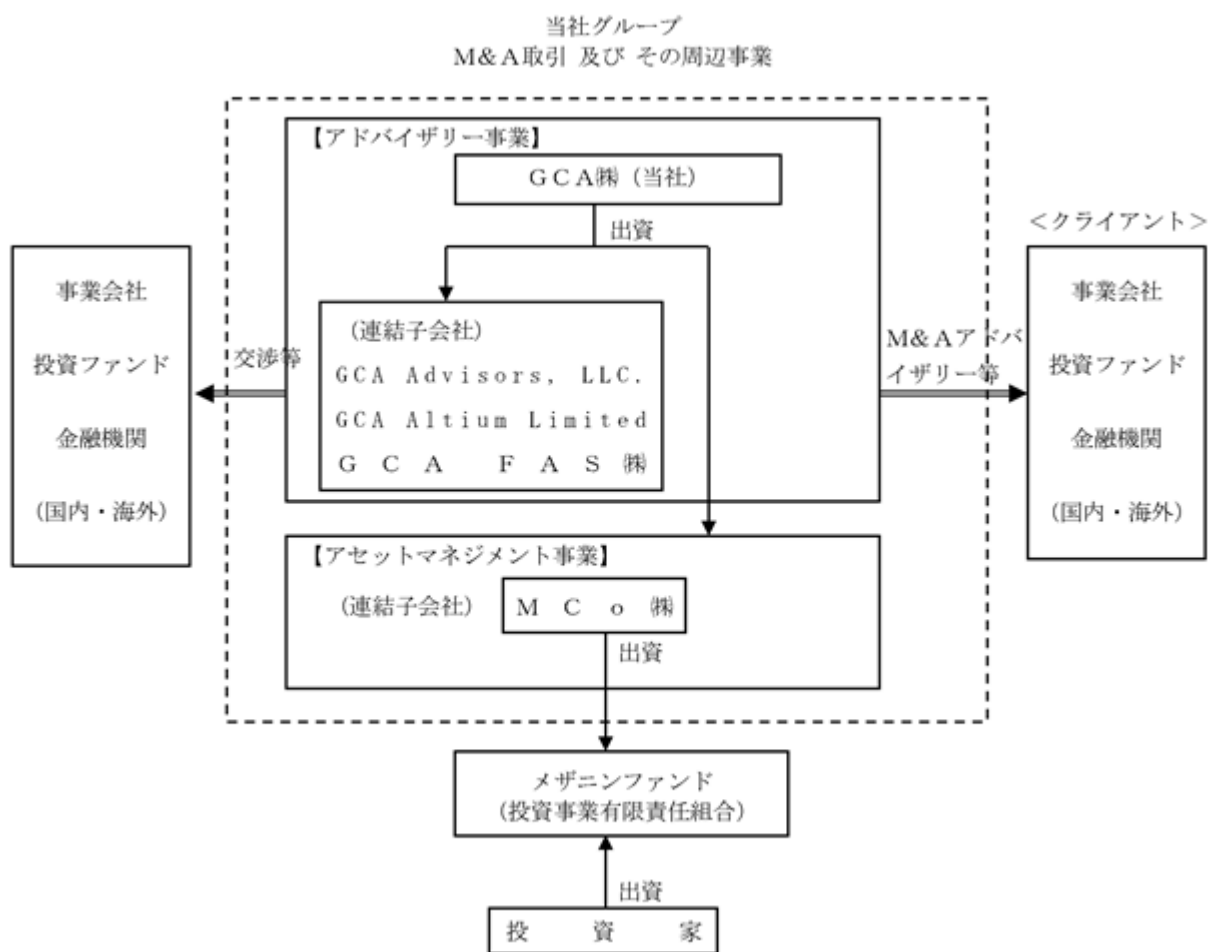
### 3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社24社（メザニンファンド（投資事業有限責任組合）を含む）により構成されており、M&A取引に関するアドバイザー事業を主たる業務とし、M&A周辺業務にも事業展開を図っております。

当社グループの事業内容及び当社とグループ会社の当該事業にかかる位置付けは次のとおりであります。なお、次の事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業	主な事業内容	主要な会社名	当社との関係
アドバイザー事業	M&Aの戦略立案から案件オリジネーション、エグゼキューション、M&A実行後のPMIに至るまでのM&Aアドバイザーサービス 財務・税務デューデリジェンス、企業価値評価サービスの提供	当社 GCA Advisors, LLC. GCA Altium Limited G C A F A S (株)	連結子会社
アセットマネジメント事業	独立系メザニンファンドの運営	M C o (株)	連結子会社

#### [事業系統図]



(注) 上記の他、GCA Savvian, Inc.、GCA Altium Corporate Finance Ltd.が中間持株会社として子会社の管理を行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金または 出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
GCA Advisors, LLC.	米国デラウェア州	US\$5百万	アドバイザー事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	英国ロンドン	2,966	アドバイザー事業	100 (100)	-	経営指導料等 役員の兼任あり
GCA Altium Limited	英国ロンドン	3,274,343	アドバイザー事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium AG(Switzerland)	スイスチューリッヒ	CHF1.2百万	アドバイザー事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium AG(Germany)	ドイツミュンヘン	EUR1百万	アドバイザー事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA Altium s.r.l.	イタリアミラノ	EUR5万	アドバイザー事業	100 (100)	-	-
GCA Altium Israel Ltd.	イスラエルテルアビブ	1	アドバイザー事業	100 (100)	-	役員の兼任あり
GCA India Investment Advisers Private Limited	インドムンバイ	INR22,100	アドバイザー事業	100 (0.2)	-	役員の兼任あり
基師亜(上海)投資諮詢有限公司	中国上海	4百万人民币	アドバイザー事業	100	-	役員の兼任あり
G C A F A S(株)	東京都千代田区	10百万円	アドバイザー事業	100	-	経営指導料等 役員の兼任あり
G A(株)	東京都千代田区	1円	アドバイザー事業	100	-	役員の兼任あり
M C o(株)	東京都中央区	10百万円	アセットマネジメント事業	60	-	経営指導料等 役員の兼任あり
(株)メザニン	東京都中央区	10百万円	アセットマネジメント事業	100	-	経営指導料等 役員の兼任あり
その他6社						

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 議決権の所有割合欄の(内書)には間接所有の割合を記載しております。  
 3. 連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.、GCA Advisors, LLC.、GCA Savvian, LLC.、GCA Altium Corporate Finance Ltd.、GCA Altium Limited、GCA Altium AG(Switzerland)、GCA Altium AG(Germany)、GCA India Investment Advisers Private Limited、基師亜(上海)投資諮詢有限公司及びG A株式会社は特定子会社に該当しております。  
 4. GCA Advisors, LLC.については売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。  
 主要な損益情報等(平成28年12月期)

(単位:百万円)

	GCA Advisors, LLC.
(1) 売上高	7,081
(2) 経常利益	1,711
(3) 当期純利益	1,709
(4) 純資産額	2,172
(5) 総資産額	3,814

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
アドバイザー事業	376
アセットマネジメント事業	11
計	387

(注) 従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
126	37.2	6.0年	21,396

セグメントの名称	従業員数(人)
アドバイザー事業	126
計	126

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 平均年間給与は賞与を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2【事業の状況】

## 1【業績等の概要】

## (1)業績

当社グループは、GCA Altium Corporate Finance Ltd.（以下アルティウム社といいます。）との経営統合に伴い、当連結会計年度より経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準（以下「J-GAAP指標」といいます。）に基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示いたします。

Non-GAAPに基づく営業利益（以下「Non-GAAP営業利益」といいます。）は、J-GAAPに基づく営業利益（以下「J-GAAP営業利益」といいます。）から、のれんの償却額並びに当社グループが定める非経常的な項目を控除したものです。経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。

Non-GAAPベースでの当連結会計年度における経営成績は以下の通りとなります。

平成28年12月期の連結業績（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

Non-GAAPベースの連結経営成績（累計）（％表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
28年12月期	18,558	41.0	3,402	24.2	3,570	30.6	2,201	36.4
27年12月期	13,159	1.1	2,738	23.8	2,734	24.0	1,614	28.6

（注）包括利益 28年12月期 2,308百万円（45.7%） 27年12月期 1,584百万円（39.7%）

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益
	円 銭	円 銭
28年12月期	69.12	66.82
27年12月期	59.97	54.04

## 当期の経営成績（Non-GAAPベース）

欧州主要4カ国とイスラエルに7拠点を持つアルティウム社との経営統合が平成28年7月31日に完了し、当社グループは日米欧にプラットフォームを持ち、世界に300名を超えるプロフェッショナルを配する真のグローバルアドバイザーファームとして始動いたしました。この統合により、日欧のみならず欧米のクロスボーダーM&Aに対応できる体制を確立し、日米欧のグローバルクライアントへこれまで以上に質の高いサービスの提供が可能になりました。

当連結会計年度における世界のM&A(\*)市場は、完了件数、金額ともに前年同期比2%の減少となったものの、2015年並の高水準を維持いたしました。案件完了ベースでの市場推移を見ますと、日本の完了案件数は前年同期比で微増でしたが、金額では超大型案件であるソフトバンク社によるARM社の買収を除くと8%の増加、米国の完了案件数は前年同期比で横ばい、金額では4%の減少、欧州は完了案件数が2%減少したものの、金額では2%増加となっております（トムソンロイター調べ）。

このような市場環境において、日本地域のアドバイザー事業は前年のようなメガ案件の計上がなく、売上が減少したものの、企業のガバナンス意識が高まる中で、双方代理仲介業や自らが債権者となり得る金融業を行わない、利益相反の無い当社のような独立専門アドバイザーへの期待・評価の高まりにより、メガ案件を除外したベースの売上は前年同期比で8%の増加となりました。グローバルプラットフォームを持つファームとしての信用力向上により、日本国内におけるクロスボーダー案件の獲得が拡大した為、売上に占めるクロスボーダー案件(\*)の割合は約60%となり、前年同期の47%から増加しております。また、米国地域のアドバイザー事業においても、複数の大型案件のクロージング(\*)、得意分野のテック(\*)を中心にフィンテック(\*)やヘルスケアITの分野へのカバレッジ拡大、プライベート・キャピタル(\*)需要減をファンドサポート事業(\*)への進出で補ったことにより、前年同期比32%の売上増となりました。前述の経営統合により平成28年7月31日から連結対象となった欧州においては統合後の5ヵ月間で37億円の売上を計上し連結業績に大きく貢献しております。また、統合直後から日米両拠点と協働で案件開拓を進めており、既に複数の協働案件を新規に受注しております。また、売却案件を得意とする欧州地域が本統合により米国、日本及びアジア等グローバルに買手候補へのアクセスが可能となった結果、欧州における売り案件の受注が大幅に増加しております。

また、当社子会社である株式会社メザニンが運営するファンドにおいて、投資回収が進んだ結果、株式会社メザニンにおいて成功報酬が発生いたしました。



以上により、当連結会計年度の業績は、Non-GAAPベースで売上高18,558百万円（前連結会計年度41.0%増）、営業利益3,402百万円（同24.2%増）、経常利益3,570百万円（同30.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2,201百万円（同36.4%増）となりました。

（セグメント別売上 - Non-GAAPベース）

（単位：百万円）

	2016年12月期	2015年12月期	前期比	増減率（%）
アドバイザー				
日本	6,812	7,573	761	10.1
米国	6,801	5,148	1,653	32.1
欧州	3,700	49	3,650	-
その他	193	95	97	102.5
アセットマネジメント	1,051	291	759	260.2
売上高合計	18,558	13,159	5,399	41.0

注）アルティウム社の売上金額は、当連結会計年度より欧州セグメントに含まれております。なお、当社との経営統合が完了し、連結対象会社となりました2016年7月31日から2016年12月31日迄の5か月分の売上金額が含まれております。

Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

当連結会計年度において、Non-GAAP指標にて調整される項目のうち、のれんの償却額は511百万円となりました。非経常的な項目には、アルティウム社との経営統合の為発生した専門家報酬、印紙税等398百万円を含めております。また、上記調整に付随して、税金費用の調整が81百万円発生しております。なお、当該調整はいずれも前連結会計年度では発生しておりません。Non-GAAP営業利益からJ-GAAP営業利益への調整は以下の通りであります。

（単位：百万円）

	2016年12月期	2015年12月期	前期比	増減率（%）
Non-GAAP営業利益	3,402	2,738	663	24.2
のれんの償却額	511	-	511	-
非経常的な項目	398	-	398	-
J-GAAP営業利益	2,492	2,738	245	9.0

注）非経常的な項目は主にアルティウム社との統合に関連して発生した支払手数料及び印紙税等です。

また、当社グループはアセットマネジメント(\*)事業セグメントとして、メザニン(\*)ファンドを運営しております。当連結会計年度末におけるファンド投資残高は以下の通りです。

（メザニンファンド投資残高）

	営業投資有価証券		営業貸付金		合計	
	件	百万円	件	百万円	件	百万円
当期末 ファンドによる投資(件数・金額)	2	3,161	2	3,803	3	6,964

注）営業投資有価証券及び営業貸付金双方の投資を実施している投資先が1件存在する為、投資先合計件数は3件となります。

注）(\*)につきましては下記の用語集を参照願います。

（用語集）

以下につきましては、本文中に記載の用語を中心に、関連する用語についても記載しております。

1. M & A・・・Mergers and Acquisitionsの略。企業買収や合併等の総称。
2. パイプライン・・・受注した進行中のM & A案件のこと。

3. クロスボーダー案件・・・国境を越えて行われる企業のM & A案件のこと。国内企業同士で行われるM & Aに比べて、地理的な距離の問題や、法律、税制や文化、商慣行の相違のためにより難易度の高い案件となることが多い。
4. シニアバンカー・・・M & Aアドバイザーの中でも特に経験豊富で専門性が高く、かつ案件獲得の中心となる人材のこと。
5. プティックファーム・・・独立系M & Aアドバイザー専門会社のこと。
6. クロージング・・・M & A案件完了のこと。買収案件の場合、買収契約書の実行を指し、買手から売手に対して買収対価が支払われ、売手は買手に対し買収対象を引き渡す。
7. アセットマネジメント・・・投資家に代わって資産の効率的な運用を行う業務のこと。また、投資家から資金を集め、出資を行うことを目的とした組合をファンド（投資事業組合）という。
8. メザニン・・・メザニン（Mezzanine）とは「中二階」の意味であり、メザニンファイナンスは、シニアローン（通常融資）とエクイティ（普通株式）の中間に位置する資金調達方法をいう。
9. テック・・・テクノロジーの略
10. フィンテック・・・金融（finance）と技術（technology）を組み合わせた造語。スマートフォンを使う決済、人工知能（AI）などの最新技術を駆使した金融サービスを指す。
11. プライベート・キャピタル・・・ベンチャー企業への資金調達アドバイス事業。
12. ファンドサポート事業・・・プライベート・エクイティ（投資ファンド）やベンチャー・キャピタル・ファンドへの資金調達アドバイス事業。
13. I o T（インターネット・オブ・シングス）・・・様々な「物」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績の概況は、以下の通りであります。

#### <アドバイザー事業>

アドバイザー事業におきましては、日本地域で前年のようなメガ案件の計上がなく売上が減少したものの、米国における複数の大型案件のクロージング、得意分野のテック・フィンテック・ヘルスケアITの分野へのカバレッジ拡大等による売上増、また欧州におけるアルティウム社統合による売上の寄与により、売上高は17,507百万円（前連結会計年度比36.1%増）となりました。売上高を所在地別に見ると、日本においては6,812百万円（同10.1%減）、米国においては6,801百万円（同32.1%増）、欧州においては3,700百万円（前連結会計年度は49百万円）、その他地域においては193百万円（同102.5%増）となりました。これにより、営業利益はNon-GAAPベースで3,086百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。

#### <アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業におきましては、株式会社メザニンが運営する投資事業有限責任組合（ファンド）において投資回収が進んだ結果、成功報酬が発生したため、売上高は1,051百万円（前連結会計年度比260.2%増）、営業利益は315百万円（前連結会計年度は228百万円の営業損失）となりました。

#### (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は11,237百万円（前連結会計年度末は9,830百万円）となりました。各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は2,716百万円（前連結会計年度は1,242百万円の収入）となりました。これは、税金等調整前当期純利益2,662百万円を計上したこと及び、のれん償却額が511百万円、株式報酬費用が380百万円、売上債権の増加額が325百万円、未払金の増加額が1,521百万円、法人税等の支払額が2,429百万円あったことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は271百万円（前連結会計年度は138百万円の収入）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入が2,073百万円、有形固定資産の取得による支出が873百万円、長期貸付金による支出が945百万円あったことによるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は1,735百万円（前連結会計年度は975百万円の支出）となりました。これは主に、配当金の支払額が946百万円、自己株式の取得による支出が795百万円あったことによるものです。

## 2【販売の状況】

### 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	前年同期比(%)
アドバイザー事業(百万円)	17,507	136.1
アセットマネジメント事業(百万円)	1,051	360.2
合計(百万円)	18,558	141.0

- (注) 1. 金額はセグメント間の内部相殺前の数値によっております。  
2. 総販売実績に対する割合が10%を超える販売先はございません。  
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## 3【対処すべき課題】

「For Client's Best Interest」が当社グループの経営理念です。この経営理念を実現するための中長期的な経営戦略及び対処すべき課題として下記を考えております。

### (a) 品質の向上

独立系かつ専門M&Aアドバイザーファームとして「For Client's Best Interest」を実現させるためには、当社グループが提供するサービスは絶えず最高レベルの品質であるべきと考えております。最新の法規制や会計制度を熟知したうえで、専門的な知識や経験とノウハウをもとにした最高品質のM&Aアドバイザーを行うことが当社グループにとって最も重要な課題です。そのために当社グループは、日常的なOJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)に重点を置きながら、技術的な知識の向上、法規制や会計制度の共有やプロジェクトにおけるベストプラクティスの共有を図るため、経験豊富なマネージング・ディレクター及びエグゼクティブ・ディレクターが中心となり社内セミナーを開催しております。この社内セミナーには大学教授や会計・税務・法務等の専門家も外部講師として招聘しております。様々な手段を用いて当社サービスの品質向上を図っております。

### (b) クロスボーダーM&Aに対応できる体制

M&Aの国際案件(クロスボーダーM&A)数の増加や大型化に鑑み、クロスボーダーM&A案件への対応を強化する必要があります。

その強化策として、インド・ムンバイ及び中国・上海において100%子会社として現地法人の設立(2011年)、ICICI銀行傘下のICICI証券との業務提携(2013年)、シンガポールに100%子会社として現地法人の設立及び現地の有力ブティックファームであるTC Capitalとの業務提携(2014年)、欧州におけるアルティウム社との経営統合(2016年)、アジア各国における他のブティックファームとの提携の強化など、クライアントに対して全ての地域においてクロスボーダー案件の提案ができる体制の強化を図っております。また、クロスボーダー案件の提案・実行ができる人材の採用・育成も積極的に行っております。

### (c) 人材の育成

上述のとおり、M&Aアドバイザーとして経験豊富で専門性の高い人材であるプロフェッショナルの育成は、当社グループの事業拡大にとって重要な課題であります。これに対処すべく日本地域においては、セルマネジメントという組織体制を整備し、クライアントフォーカスに基づき組織されたセルにおいて人材の成長を図るとともに、業務の効率化を進めております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項であっても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日（平成29年3月30日）現在において当社グループが判断したものであります。

### (イ) 経営環境について

#### 競争環境について

当社グループの主要事業であるM & Aアドバイザー事業は競争の厳しい分野であります。当社の売上は、日系大手証券会社のM & A関連売上と並ぶ規模にまで増加し、また、300名を超えるプロフェッショナルを日米欧にバランスよく配置した真のグローバルファームとして、独立専門の上場アドバイザーファームとしては世界有数の規模にまで成長しております。当社グループといたしましては、利益相反のない独立系M & A専門アドバイザーファームならではの複雑な案件や高難易度の案件を数多く手掛けており、品質面での優位性を強みに市場シェア向上を目指しておりますが、今後も日系大手証券会社や大手外資系投資銀行との競争状況が続くと予想され、更には中・小規模のアドバイザーファームの新規参入により価格競争が激化する可能性があります。この場合、当社グループの経営成績、収益性に重大な影響が生じる可能性があります。

#### M & A市場のボラティリティについて

当社グループの主要事業であるM & Aアドバイザー事業は、日本においては、日本企業のグローバル成長戦略と共に、更なる事業拡大並びに企業価値向上を実現する手法としてM & Aが活用されることにより成長していくと思われれます。また、欧米においては、M & Aは企業の戦略として完全に定着している中で、日本を始めアジア・欧州にも事業のベースを持つ当社グループの成長余地は大きいものと思われれます。今後は、グローバルにビジネスを展開する企業において、日米欧を問わずクロスボーダー案件が更に増加してくるものと予想しております。よって、当社グループの事業基盤であるM & A市場が長期的に縮小するリスクは小さいものと考えております。しかしながら、M & A市場は景気動向並びに金融情勢に大きく左右され、常にブームとその後の反動での市場の縮小といった歴史を繰り返しており、日本においても同様の事態が生じる可能性が考えられます。特に、当社グループの予想に反して日本において市場の縮小という事態が生じた場合、また世界の景気動向が悪化した場合には事業拡大を図ることができず、短期的に当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

#### 法的規制について

日本においては、現時点では、当社グループの事業を制限する直接的な法的規制は存在しないと考えております。今後、当社グループの事業を直接的もしくは間接的に制限する法的規制がなされた場合、また、従来の法的規制の運用に変更がなされた場合には、当社グループの事業展開は制約を受け、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、米国においては、金融取引業規制機構（The Financial Industry Regulatory Authority）、英国においては金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）の規則を含め、法的規制の適用を受けています。かかる規制への違反があった場合、課徴金等の罰則の適用がなされるのみならず、当社グループの信用が毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。さらに米国における新たな法的規制及び新たな法的規制の運用により同様に当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性が生じることも考えられます。

### (ロ) 当社グループの事業体制について

#### 人材確保のリスクについて

当社グループは、経営理念である「For Client's Best Interest」に賛同した専門家集団の人的資本により成り立っております。優秀な人材を確保・育成し、各事業の中核的な人材としてその分野の経験者を配置することは、今後、当社グループが事業を拡大する上で重要であります。特に、M & Aアドバイザーとして経験豊富で専門性の高い人材であるプロフェッショナルは当社グループの事業遂行上極めて重要であります。

従いまして、必要とする人材を十分かつ適時に確保できなかった場合、もしくは重要なプロフェッショナルの流出が発生した場合には、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を与える可能性があります。

また、人材の獲得が順調に行われた場合でも、人件費、設備コスト等固定費が増加する事が想定され、その場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 当社グループの業績について

業績の推移及びメガ案件に係る報酬の計上について

当社グループの業績は、M & Aアドバイザー事業において、ひとつの案件で10億円以上の報酬であるメガ案件の獲得やその金額により業績が大きく変動する可能性があります。

成功報酬への依存度について

当社グループの主要事業であるM & Aアドバイザー事業の売上高は主に、着手金や作業時間に応じて請求する作業報酬並びにリテイナー契約に基づくリテイナー報酬などの基礎報酬及び案件が成約した場合にのみ受け取ることができる成功報酬から構成されております。よって、当社グループが取組むM & A案件が成約しなかった場合、当社グループの収益は減少することになります。当社グループは基礎報酬により会社経営に必要な固定費を概ねカバーできる体質となっておりますが、当社グループの収益性は成功報酬の多寡に大きく依存し、事業分野の多角化された大手金融機関と比較し、そのボラティリティは大きなものとなっております。

販売先の構成について

当社グループは、「For Client's Best Interest」という経営理念を忠実に履行し、提供するサービスの品質を重視していることから、クライアント（販売先）数は、設立以降、着実に増加しております。当社グループのクライアントはグローバルにビジネス展開を行っている大手企業が中心となっております。また、M & A市場の拡大と有料会員組織であるG C Aクラブの会員増加などを図っていることにより、クライアント数は今後拡大してくるものと予想しております。一方で、当社グループの収益の大半は、個別のM & A案件毎に締結される業務契約によるものであり、長期にわたるリテイナー契約によるものではありません。よって、当社グループの収益性は長期にわたり確保されたものではありません。上記予想に反した場合には販売先の拡大を図ることができず、当社グループの収益性が低下するリスクを内在しております。

(ニ) 情報漏洩等に関するリスクについて

当社グループの事業にとって、企業情報並びに個人情報の管理は非常に重要であります。当社グループが保有する情報へのアクセス許可者の制限、外部侵入防止のためのセキュリティシステムの採用等情報管理体制の強化及び定期的な社内研修により、漏洩防止策を図っております。しかしながら、何らかの原因により顧客情報が流出した場合、当社グループは信用を失うこととなり、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、情報漏洩に限らず、従業員による法令違反行為やクライアントとの契約に違反する行為によって当社グループの評判・信用を毀損し、当社グループの経営成績その他に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) インサイダー取引について

当社グループは、役職員による株式取引など、個別企業を対象とした資金運用取引を規制しております。しかしながら、大手金融機関においてもルール違反によるインサイダー取引が稀に発生し、大きな問題となっております。万が一、当社グループにおいて同様の問題が発生した場合、独立系M & Aアドバイザーファームとして築き上げたクライアントとの信頼関係に甚大なダメージが発生いたします。また、当社グループはM & Aアドバイザー事業及びその周辺事業に特化しているため、かかる問題が生じた場合、当社グループの経営に与える影響度は多角化された大手金融機関と比較し一層大きなものとなる可能性があります。

(ヘ) 今後の事業展開について

メザニンファンドについて

当社の子会社であるM C O株式会社は、M B O等の様々なM & A案件においてメザニン投資を行うファンドとして、複数の機関投資家との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、日本初の本格的な独立系メザニンファンドを運営して参りました。同社は、株式会社メザニンが運営するメザニンファンドの投資回収が終了したことに伴い、当社グループからの出資比率を減らした新会社として展開しております。同社は日本におけるメザニンファイナンス市場の飛躍的拡大に大きく貢献するものと期待しておりますが、新規参入による競争激化等によりファンドからの投資が進まなかった場合、当社グループの経営成績その他に影響を及ぼす可能性があります。

#### 利益相反が生じた場合の影響について

M C o株式会社は、M & A案件に係る資金調達においてメザニン投資を行う投資事業組合の運営・管理をしております。当社グループとしましては、独立系M & Aファームとして高度に専門化された当社が行うM & Aアドバイザー業務と株式会社メザニンが行うメザニン投資資金提供者としての業務が相乗効果を発揮し、当社グループの業績拡大に多大な貢献をするにとどまらず、クライアントにとっても効率性を高め非常に価値の高いものになると考えております。しかしながら、グループ内に資金提供機能を保有することから、アドバイザーとしての当社グループが案件成立に対する有利な立場を利用してクライアントの利益よりも当社又はM C o株式会社が運営するファンドに有利なスキームを構築することなどを懸念し、クライアントがスキームの中立性を確保するために当社グループ以外のアドバイザーを起用する可能性があります。このような場合、当社が相乗効果を生むと考えている2つの事業が利益相反となり、M & Aアドバイザーとしてのビジネス機会を喪失することが考えられます。

#### (ト) ストックオプションの行使による株式の希薄化について

当社グループは、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社グループの業績向上に対する従業員の士気を一層高めること等を目的として、ストックオプション（新株予約権）を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。当社グループは、上記目的のもとに今後も従業員に対して新株予約権の付与を行うことを検討しておりますが、当該新株予約権の付与は、株式価値の希薄化を招く可能性があります。

#### (チ) 海外での事業活動及び為替レートの変動

海外での事業活動には、通常、予期しない法律や規制の変更、産業基盤の脆弱性、人材の採用・確保の困難など、経済的に不利な要因の存在または発生、テロ・戦争・その他の要因による社会的または政治的混乱などのリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化することによって、当社グループの海外での事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び将来計画に影響を与える可能性があります。また、当社グループの海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートにより円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。短期及び中長期の予測を超えた為替変動が当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### 5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、欧州の独立系M & Aアドバイザーファームであるアルティウム社を完全子会社化することによる同社との経営統合を目的として、アルティウム社の発行済株式の全部を取得することを決議し、アルティウム社及びその他の当事者との間で、同日付でIMPLEMENTATION AGREEMENTを締結いたしました。

なお、詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（企業結合関係）」に記載のとおりであります。

### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積もりが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりに不確実性が伴うため、実際の結果は、これらとは異なることがあります。

### (2) 財政状態の分析

#### 資産の部

当連結会計年度末における総資産は27,389百万円（前連結会計年度末比12,780百万円増）となりました。その主な要因は、現金同等物の増加額2,940百万円、売掛金の増加額1,073百万円、のれんの増加額9,314百万円及び有価証券の減少額1,533百万円によるものであります。

#### 負債の部

当連結会計年度末における総負債は7,561百万円（前連結会計年度末比2,271百万円増）となりました。その主な要因は、未払金の増加額2,830百万円、未払法人税等の減少額1,038百万円によるものであります。

#### 純資産の部

当連結会計年度末における純資産は19,828百万円（前連結会計年度末比10,508百万円増）となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上1,373百万円、配当金の支払948百万円の他、株式交換による増加10,394百万円、自己株式の取得による減少795百万円によるものであります。なお、自己資本比率は69.6%となっております。

### (3) 経営成績の分析

#### 売上高

アドバイザー事業におきましては、日本地域で前年のようなメガ案件の計上がなく売上が減少したものの、米国における複数の大型案件のクロージング、得意分野のテック・フィンテック・ヘルスケアITの分野へのカバレッジ拡大等による売上増、また欧州におけるアルティウム社統合による売上の寄与により、売上高は17,507百万円（前連結会計年度比36.1%増）となりました。売上高を所在地別に見ると、日本においては6,812百万円（同10.1%減）、米国においては6,801百万円（同32.1%増）、欧州においては3,700百万円（前連結会計年度は49百万円）、その他地域においては193百万円（同102.5%増）となりました。

アセットマネジメント事業におきましては、株式会社メザニンが運営するファンドにおいて投資回収が進んだ結果、成功報酬が発生したため、売上高は1,051百万円（前連結会計年度比260.2%増）となりました。

上記の結果、当連結会計年度の売上高は18,558百万円（同41.0%増）となりました。

#### 営業利益

売上原価は主に人件費の増加により12,379百万円（前連結会計年度比4,073百万円増）となりました。また、販売費及び一般管理費は主に支払手数料及びのれん償却費の増加により3,686百万円（同1,571百万円増）となりました。上記の結果、営業利益は2,492百万円（同9.0%減）となりました。

#### 経常利益

営業外収益は為替差益の増加等により172百万円（前連結会計年度比160百万円増）、営業外費用は4百万円（同11百万円減）となりました。上記の結果、経常利益は2,660百万円（同2.7%減）となりました。

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は投資有価証券売却益の減少等により8百万円（前連結会計年度比72百万円減）、特別損失は投資有価証券評価損の減少等により5百万円（同67百万円減）となりました。これに法人税等1,192百万円及び非支配株主に帰属する当期純利益97百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,373百万円（同14.9%減）、1株当たり当期純利益は43円11銭となりました。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備として、賃借している以下のものがあります。

##### (1) 提出会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
本社 (東京都千代田区)	アドバイザー事業	事務所(賃借)	121	198

(注) 従業員数は本社事業所の就業人員であります。

##### (2) 国内子会社

平成28年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
株メザニン (東京都中央区)	アセットマネジメント事業	事務所(賃借)	11	17

(注) 従業員数は事業所の就業人員であります。

##### (3) 在外子会社

平成28年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	従業員数 (名)	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
GCA Savvian, LLC.	サンフランシスコ事務所 (米国カリフォルニア州)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	60	151
GCA Savvian, LLC.	ニューヨーク事務所 (米国ニューヨーク州)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	37	146
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	ロンドン事務所 (英国ロンドン)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	23	14
GCA Altium Corporate Finance Ltd.	マンチェスター事務所 (英国マンチェスター)	アドバイザ リー事業	事務所 (賃借)	22	7

(注) 従業員数は各事業所の就業人員であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,599,200
計	114,599,200

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,721,452	38,721,452	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	38,721,452	38,721,452	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

( 2 ) 【新株予約権等の状況】

G C A株式会社第4回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	18,533	18,533
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)4	1,853,300	1,853,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、4	1株当たり 899	1株当たり 899
新株予約権の行使期間	自平成23年3月11日 至平成32年3月9日	自平成23年3月11日 至平成32年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 990 資本組入額 495	発行価格 990 資本組入額 495
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。 )。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成23年12月期乃至平成26年12月期のいずれかの事業年度末におけるROEが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ROEは、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成23年12月期乃至平成26年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

### 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

### 4. 平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

G C A株式会社第6回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	6,210	6,210
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)4	621,000	621,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1、4	1株当たり 1,015	1株当たり 1,015
新株予約権の行使期間	自 平成25年2月15日 至 平成33年3月9日	自 平成25年2月15日 至 平成33年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)4	発行価格 1,101 資本組入額 551	発行価格 1,101 資本組入額 551
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成24年12月期乃至平成27年12月期のいずれかの事業年度末におけるROEが20%以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ROEは、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年12月期乃至平成27年12月期の各有価証券報告書に記載された連結財務諸表における当期純利益を株主資本合計で除して計算されるものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

### 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

### 4. 平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

G C A株式会社第7回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,314,525	1,314,525
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,314,525	1,314,525
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 1,225	1株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成35年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,239 資本組入額 620	発行価格 1,239 資本組入額 620
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

G C A株式会社第8回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,140,000	1,140,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,140,000	1,140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 1,225	1株当たり 1,225
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月1日 至 平成35年3月31日	自 平成26年4月1日 至 平成35年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,239 資本組入額 620	発行価格 1,239 資本組入額 620
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。



### 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

G C A株式会社第9回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,213,475	1,213,475
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,213,475	1,213,475
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 815	1株当たり 815
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成36年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成36年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 833 資本組入額 417	発行価格 833 資本組入額 417
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成26年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成26年12月期乃至平成31年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

### 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

G C A株式会社第10回新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,155,000	1,155,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,155,000	1,155,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1株当たり 848	1株当たり 848
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月1日 至 平成36年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成36年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 866 資本組入額 433	発行価格 866 資本組入額 433
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 発行日後、次の( )又は( )の事由が生ずる場合、行使価額は、それぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により、調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

( ) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

( ) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(ただし、新株予約権の行使の場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当社の平成26年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成26年12月期乃至平成31年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

(2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

### 3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。
- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

## G C A株式会社R S U - 1 新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	9,828	9,828
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	982,800	982,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成29年2月23日 至平成38年3月8日	自平成29年4月1日 至平成38年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 687 資本組入額 344	発行価格 687 資本組入額 344
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要す る。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	(注)2

## (注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の平成28年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年12月期乃至平成31年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けられることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

G C A株式会社R S U - 2 新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,350	10,350
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,035,000	1,035,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自 平成29年2月23日 至 平成32年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成32年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 687 資本組入額 344	発行価格 687 資本組入額 344
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の平成28年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年12月期乃至平成31年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。



- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

G C A株式会社R S U - 3 新株予約権

区分	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,737	8,737
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	873,700	873,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	自平成29年2月23日 至平成38年3月8日	自平成29年4月1日 至平成38年3月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 568 資本組入額 284	発行価格 568 資本組入額 284
新株予約権の行使の条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するには、 当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	(注)2

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の平成28年12月期乃至平成31年12月期のいずれかの事業年度における連結ベースの営業利益に株式報酬費用を加算した金額が32億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。なお、各事業年度における連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年12月期乃至平成31年12月期にかかる各有価証券報告書の連結計算書類に営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。
- (2) その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められております。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ( ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ( ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( ) 各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに上記( )に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- ( ) 新株予約権の行使可能期間  
新株予約権の行使可能期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

- ( ) 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ( ) 新株予約権の取得条項  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- ( ) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
- (xi) 新株予約権を行使した新株予約権者に対する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合  
これを切り捨てるものとする。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

( 4 ) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	64,831	286,498	-	514	-	139
平成25年1月1日 (注)2	28,363,302	28,649,800	-	514	-	139
平成25年1月1日～ 平成25年12月31日 (注)3	23,500	28,673,300	11	525	11	150
平成26年1月1日～ 平成26年12月31日 (注)4	2,348,076	26,325,224	62	588	62	213
平成27年1月1日～ 平成27年12月31日 (注)5	774,528	27,099,752	740	1,328	740	953
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注)6	11,621,700	38,721,452	1,125	203	900	53

- (注) 1. 自己株式の消却による減少であります。  
2. 株式分割(1:100)によるものであります。  
3. 新株予約権の行使による増加であります。  
4. 新株予約権の行使による増加126,900株及び自己株式の消却による減少2,474,976株によるものであります。  
5. 新株予約権の行使による増加1,427,750株及び自己株式の消却による減少653,222株によるものであります。  
6. 株式交換による増加11,614,200株及び新株予約権の行使による増加7,500株であります。

( 6 ) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	27	37	60	106	38	5,795	6,063	-
所有株式数(単元)	-	35,904	6,783	783	236,644	86	106,984	387,184	3,052
所有株式数の割合 (%)	-	9.3	1.8	0.2	61.1	0.0	27.6	100.0	-

- (注) 1. 自己株式888,900株は、「個人その他」に8,889単元含まれております。  
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

## (7)【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
AGCA HOLDINGS LIMITED	ジャージー島	11,244,620	29.04
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン	3,768,173	9.73
渡辺 章博	東京都世田谷区	3,735,600	9.65
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン	2,108,724	5.45
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)取締役 社長 桑名康夫	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,166,600	3.01
GCA株式会社 代表取締役 渡 辺章博	東京都千代田区丸の内1丁目11-1パシ フィックセンチュリープレイス丸の内30階	888,900	2.30
JP MORGAN CHASE BANK 385181	英国ロンドン	803,000	2.07
加藤 裕康	東京都世田谷区	777,500	2.01
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND	アメリカ合衆国コロラド州デンバー	698,800	1.80
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)取締役社 長 和地薫	東京都港区浜松町2丁目11-3	595,200	1.54
計	-	25,787,117	66.60

- (注) 1. 当社の欧州役職員は、当社株式をAGCA HOLDINGS LIMITEDにて保有しております。
2. 当社の米国役職員は、当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座(複数の者による総合勘定)にて保有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式1,166,600株のうち、信託業務に係る株式数は、871,700株であります。
4. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数595,200株のうち、信託業務に係る株式数は、239,800株であります。
5. 前事業年度において主要株主であった渡辺章博は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

( 8 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 888,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,829,500	378,295	-
単元未満株式	普通株式 3,052	-	-
発行済株式総数	38,721,452	-	-
総株主の議決権	-	378,295	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
G C A 株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	888,900	-	888,900	2.30
計	-	888,900	-	888,900	2.30

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

G C A 株式会社第 4 回新株予約権

決議年月日	平成22年12月24日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員135名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

G C A 株式会社第 6 回新株予約権

決議年月日	平成24年 2 月15日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

G C A 株式会社第 7 回新株予約権

決議年月日	平成25年 5 月 1 日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員 及び従業員132名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

G C A 株式会社第 8 回新株予約権

決議年月日	平成25年 5 月 1 日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



G C A 株式会社第 9 回新株予約権

決議年月日	平成26年 2 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員 及び従業員122名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

G C A 株式会社第10回新株予約権

決議年月日	平成26年 2 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び従業員35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権

決議年月日	平成28年2月23日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人108名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権

決議年月日	平成28年2月23日
付与対象者の区分及び人数	当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権

決議年月日	平成28年9月23日
付与対象者の区分及び人数	当社子会社の取締役、執行役員及び使用人28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年8月3日)での決議状況 (取得期間 平成28年8月4日~平成28年12月31日)	1,250,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	888,900	795,448,500
残存決議株式の総数及び価額の総数	361,100	204,551,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	28.9	20.5
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	28.9	20.5

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	888,900	-	-	-

### 3【配当政策】

当社は、クライアントに株主重視を推奨する独立系M&A専門アドバイザリーファームであり、当社自身として株主への利益還元を重視し、配当と自社株買いで100%の株主還元を基本方針としております。当社の定款において年2回の配当基準日（6月30日及び12月31日）を定めており、中間配当（6月30日）及び期末配当（12月31日）による年2回の剰余金の配当を行うことにしております。

当事業年度の期末配当につきましては、中間配当1株当たり10円、期末配当1株当たり35円（上場10周年記念配当10円を含む）の合計45円とすることを予定しております。

また、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年7月28日 取締役会決議	270	10
平成29年2月14日 取締役会決議	1,324	35

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	109,000 994	1,460	1,237	2,034	1,229
最低(円)	54,100 955	738	747	1,084	713

(注) 1. 最高・最低株価は、平成24年9月6日より東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 印は、株式分割（平成25年1月1日、1株100株）による権利落後の株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	929	905	831	826	946	980
最低(円)	792	783	713	723	723	817

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性11名 女性1名（役員のうち女性の比率8.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	マネージングディレクター	渡辺 章博	昭和34年2月18日生	昭和55年10月 平和監査法人入所 昭和57年5月 Peat Marwick Mitchell & Co. (現KPMG LLP) ニューヨーク事務所入所 平成2年7月 同所パートナー就任 平成6年7月 KPMGコーポレートファイナンス(株) 代表取締役就任 平成14年10月 神戸大学大学院経営学研究科客員教授就任(現任) 平成16年4月 G C A(株)設立 代表取締役パートナー就任(注)2 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)(現G C A(株))設立 代表取締役パートナー(現マネージングディレクター)就任(現任) 平成25年5月 クオリカブス(株) 社外取締役就任(現任) 平成26年2月 M C O(株) 取締役就任(現任) 平成26年3月 (株)メザニン 取締役就任 平成26年3月 GCA Savvian India Investment Advisers Private Limited(現GCA India Investment Advisers Private Limited) 取締役就任(現任) 平成26年3月 基師亜(上海)投資諮詢有限公司 董事就任(現任) 平成26年8月 G C A F A S(株) 取締役就任(現任) 平成27年12月 マルホ(株) 社外取締役就任(現任) 平成28年3月 G A(株) 代表取締役就任(現任) 平成28年5月 (株)ファミリーマート(現ユニ・ファミリーマートホールディングス(株))社外取締役就任(現任)	(注)4	3,735,600
取締役	マネージングディレクター	トッド・ジェイ・カーター	昭和38年9月29日生	昭和63年1月 Smith Barney (現Citigroup Global Markets Inc.) 入社 平成3年5月 McKinsey & Company入社 平成5年1月 Robertson Stephens, Inc. 入社 平成13年4月 同社プレジデント就任 平成15年7月 Savvian, LLC. (現GCA Savvian, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成15年7月 Savvian Advisors, LLC. (現GCA Advisors, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)(現G C A(株))設立 取締役パートナー(現マネージングディレクター)就任(現任) 平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC. (現GCA Capital, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成21年1月 GCA Savvian Europe Ltd. ディレクター就任(現任)	(注)4	1,478,079 (注)6、7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	マネージングディレクター	ジェフェリー・ディ・バルドウィン	昭和40年2月2日生	昭和62年8月 Kidder, Peabody & Co. M&Aグループ入社 平成元年2月 Morgan Grenfell M&Aグループ入社 平成4年5月 Salomon Smith Barney 投資銀行部門入社 平成10年11月 Morgan Stanley M&Aグループ入社 同社マネージングディレクター就任 平成15年7月 Savvian, LLC. (現GCA Savvian, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成20年3月 GCA Savvian Inc. マネージングディレクター就任(現任) 平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC. (現GCA Capital, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成21年1月 GCA Savvian Europe Ltd. ディレクター就任(現任) 平成21年9月 G C A サヴィアングループ(株)(現G C A(株))取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	452,877 (注)6
取締役	マネージングディレクター	マーク・ジェイ・マキナー	昭和38年1月10日生	昭和62年4月 JP Morgan入行 平成16年2月 Savvian Advisors, LLC. (現GCA Advisors, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成20年3月 GCA Savvian Inc. マネージングディレクター就任(現任) 平成20年12月 GCA Savvian Capital, LLC. (現GCA Capital, LLC.) マネージングディレクター就任(現任) 平成27年3月 G C A サヴィアン(株)(現G C A(株))取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	794,524 (注)6
取締役	マネージングディレクター	フィル・アダムス	昭和42年3月6日生	平成4年8月 Arthur Andersen 入社 平成8年11月 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited) 入社 平成22年10月 同社CEO就任(現任) 平成28年7月 当社取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	1,055,660 (注)8
取締役	マネージングディレクター	サッシャ・ファイファー	昭和49年3月5日生	平成11年2月 Allianz Global Investors (fka Deutscher Investment Trust) 入社 平成12年8月 Close Brothers 入社 平成17年4月 Close Brothers Corporate Finance (現DC Advisory) 入社 平成21年5月 DC Advisory マネージングディレクター就任 平成25年2月 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited) マネージングディレクター就任(現任) 平成28年7月 当社取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	1,055,661 (注)8

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	マネージングディレクター	アレクサンダー・エム・グルンワルド	昭和47年4月11日生	平成6年1月 Chiquita Colton PGD Austria 設立 平成10年1月 March Fifteen 共同設立 平成15年1月 Altium Capital(現GCA Altium Limited) 入社 平成16年2月 Altium Corporate Finance Group Limited (現GCA Altium Corporate Finance Limited)マネージングディレクター就任(現任) 平成28年7月 当社取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	1,158,581 (注)8
取締役	マネージングディレクター	ポール与那嶺	昭和32年8月20日生	昭和54年6月 ビート・マーウィック・ミッチェル会計事務所(現KPMG)入社 平成11年4月 KPMGコンサルティング(株)代表取締役社長就任 平成13年8月 同社代表取締役会長就任 平成17年1月 ホノルル市長特別顧問 平成18年4月 (株)日立コンサルティング代表取締役社長兼CEO就任 平成22年5月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 平成27年1月 同社代表取締役社長執行役員就任(現任) 平成29年3月 当社取締役マネージングディレクター就任(現任)	(注)4	-
取締役	マネージングディレクター	野々宮 律子	昭和36年11月28日生	昭和62年9月 ビート・マーウィック・メイン会計事務所(現KPMG)入社 平成9年4月 KPMGコーポレートファイナンス(株)パートナー就任 平成12年11月 UBSウォーバーグ証券会社(現UBS証券会社)入社 平成17年1月 同社マネージングディレクター就任 平成20年7月 GEキャピタルアジアパシフィック シニアバイスプレジデント ビジネスディベロップメント・リーダー就任 平成25年4月 日本GE(株) GEキャピタルジャパン 専務執行役員 事業開発本部長就任 平成25年12月 G C Aサヴィアン(株)(現G C A(株))入社 マネージングディレクター就任 平成27年1月 同社マネージングディレクター 執行役員就任(現任) 平成29年3月 同社取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役 (常勤監査等委員)		岩崎 二郎	昭和20年12月6日生	昭和49年4月 東京電機化学工業(株)(現T D K(株))入社 平成8年6月 同社取締役人事教育部長就任 平成10年6月 同社常務取締役記録メディア事業本部長就任 平成18年6月 同社取締役専務執行役員アドミニストレーショングループジェネラルマネージャー就任 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)(現G C A(株))設立 監査役就任(注)5 平成20年10月 J V C・ケンウッド・ホールディングス(株)取締役就任 平成21年6月 同社取締役執行役員常務コーポレート戦略部長就任 平成23年3月 S B Sホールディングス(株) 社外監査役就任 平成27年3月 同社社外取締役就任(現任) 平成27年4月 基師亜(上海)投資諮詢有限公司 監事就任(現任) 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 平成28年6月 ルネサスエレクトロニクス(株) 社外取締役就任(現任)	(注)4	3,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)		米 正剛	昭和29年7月8日生	昭和56年4月 弁護士登録 昭和62年7月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成元年1月 同事務所パートナー就任(現任) 平成16年4月 G C A(株)監査役就任(注)5 平成17年9月 (株)バンダイナムコホールディングス取締役就任 平成17年9月 G C A(株)取締役就任(注)5 平成19年6月 T H K(株) 社外監査役就任 平成20年3月 G C Aサヴィアングループ(株)(現G C A(株))設立 取締役就任(注)5 平成23年6月 (株)バンダイナムコゲームス(現バンダイナムコエンターテインメント)社外監査役就任(現任) 平成25年6月 テルモ(株) 社外監査役就任 平成27年6月 テルモ(株) 社外取締役就任(現任) 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	400,000 (注)9
取締役 (監査等委員)		シー・リ チャード・ク ラムリック	昭和10年4月27日生	昭和35年6月 Kroger Co. 入社 昭和39年9月 Gardner & Preston Moss Company (現Invesco) 入社 昭和44年1月 アーサー・ロック ジェネラル・パートナー就任 昭和53年9月 New Enterprise Associates, Inc. (NEA)設立 Chairman就任(現任) 平成28年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
計						10,134,482

- (注)1. 平成28年3月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役米正剛氏、取締役岩崎二郎氏及びシー・リチャード・クラムリック氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は米正剛氏及び岩崎二郎氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
委員長 岩崎 二郎、委員 米 正剛、委員 シー・リチャード・クラムリック
4. 平成29年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成16年4月1日に設立されたG C A株式会社は、平成19年9月3日付でG C Aホールディングス株式会社に商号変更いたしました。また、同社は、同日付で新設分割を行い、G C A株式会社を新たに設立しており、この新たに設立されたG C A株式会社が平成20年3月3日付でG C Aサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。  
G C Aホールディングス株式会社は平成24年12月31日付でG C Aサヴィアン株式会社を吸収合併し、同日付でG C Aサヴィアングループ株式会社がG C Aホールディングス株式会社を吸収合併いたしました。  
平成25年4月1日付でG C Aサヴィアングループ株式会社はG C Aサヴィアン株式会社に商号変更いたしました。  
平成28年7月31日付でG C Aサヴィアン株式会社はG C A株式会社に商号変更しております。
6. トッド・ジェイ・カーター氏、ジェフェリー・ディ・バルドウィン氏及びマーク・ジェイ・マキナー氏は、所有する当社株式をBank of America Merrill Lynchのオムニバス口座(複数の者による総合勘定)にて保有しており、株主名簿上はMLPFS CUSTODY ACCOUNTとして表記されております。
7. トッド・ジェイ・カーター氏は、所有する当社株式1,478,079株のうち、265,200株をファイブ・シー・パートナーズ・エルピー、ア・カルフォルニア・リミテッド・パートナーシップに信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。
8. フィル・アダムス氏、サッサ・ファイファー氏及びアレクサンダー・エム・グルンワルド氏は、所有する当社株式をAGCA HOLDINGS LIMITEDにて保有しており、株主名簿上はAGCA HOLDINGS LIMITEDとして表記されております。
9. 取締役米正剛氏は、所有する当社株式400,000株を野村信託銀行株式会社に信託しており、同社の名義で株主名簿に記載されております。



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### (1)コーポレート・ガバナンスの体制

コーポレート・ガバナンスの体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、「For Client's Best Interest」という経営理念の具現化をコーポレート・ガバナンス体制確立の骨格と考えております。すなわち、クライアントの利益最大化に貢献することが、当社企業価値の最大化に繋がるものと考えております。そのために、経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

上記基本方針の下、取締役会の監督機能のさらなる強化を図るため、平成28年3月30日開催の定時株主総会の承認をもって、当社は監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

取締役会は、12名（うち監査等委員である取締役3名）により構成され、各取締役の役割分担・責任を明確にした上で、効率的な監督体制を整えております。また、取締役のうち監査等委員である3名を社外取締役として選任しております。

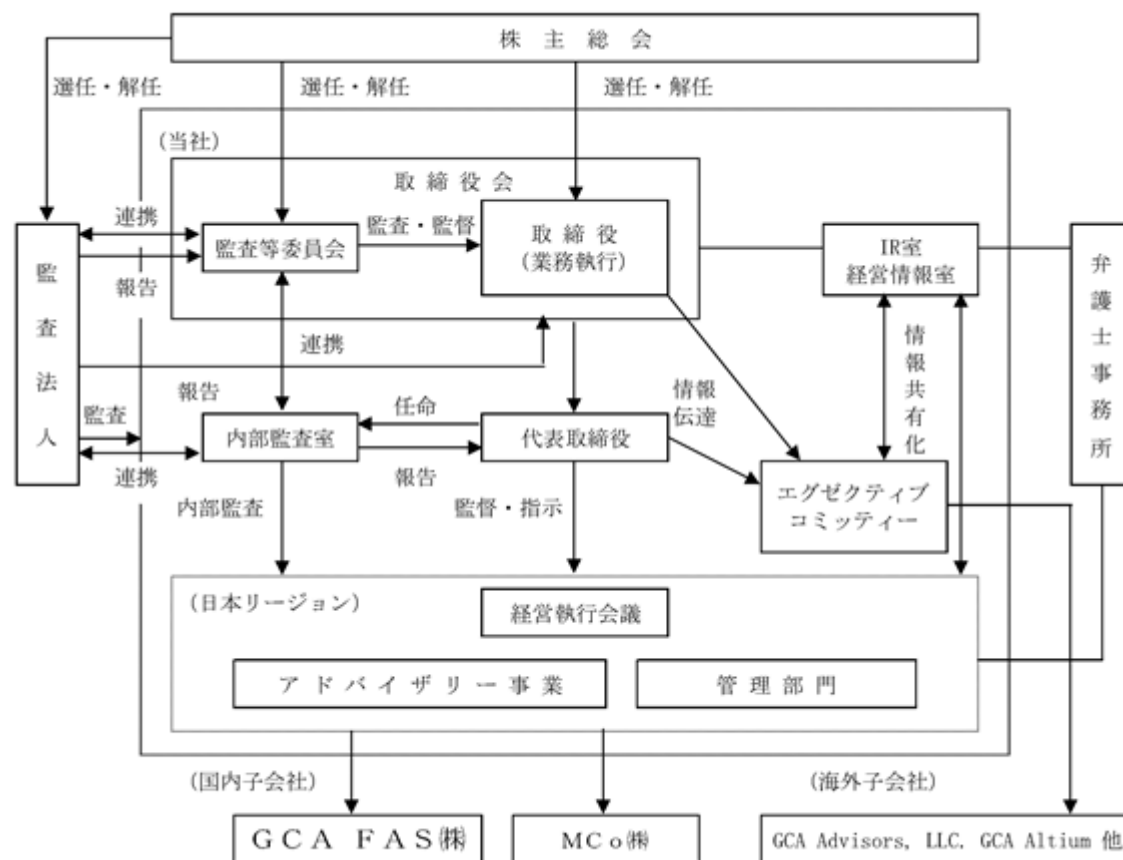
監査等委員会は、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名により構成され、監査等委員3名を社外取締役とすることで監査機能の維持強化を図るとともに、監査法人及び内部監査室と適切に連携をとっております。なお、監査等委員である社外取締役の適切な業務執行のため、内部監査室、IR室及び経営情報室が適宜対応しております。

日米欧の主要なマネージングディレクターにより構成されるエグゼクティブコミッティーは、グループ経営における重要情報の伝達・情報交換及び協議を行うことにより、経営の透明性を高めております。

経営執行会議は、日本リージョンにおける業務執行及び意思決定機関であり、統括執行役員及び執行役員により構成されております。

弁護士・監査法人等の第三者からは、業務上の必要に応じ、適宜アドバイス・指導を受けております。

当社の業務執行・監視の仕組みは、下図のとおりとなります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備及び運用の状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- a. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念である「Trusted Advisor For Client's Best Interest」の精神を当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員が継続的に共有することにより、法令及び企業倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。かかる法令及び企業倫理の遵守に対する役職員の意識向上及びその徹底を図るため、当社グループの事業規模及び人員構成・組織体制を勘案して、必要に応じコンプライアンスに関する基本方針及び諸規程等を定め、社内にて周知し、その運用の徹底を図る。

コンプライアンス全体に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を置くものとする。

コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築、維持及び整備にあたるものとする。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、随時取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

当社は、当社グループの業務活動が法令等に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的に、効果的に運営されているか否か等を監査するため、当社グループを対象とする内部監査を行う。また、当社は、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、外部の弁護士を窓口とするグループ内部通報制度を設置する。

- b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については文書管理規程に従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程に基づき整理・保存する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者は代表取締役が選任し、関連諸規程の定めるところに従いこれを行う。監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて改善を勧告する。文書管理規程その他の関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

- c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に関する総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、リスク管理体制の総括責任者たる代表取締役は、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、経理規程、内部取引管理規程等に加え、当社グループのリスク管理について必要な事項を一般に定めるリスク管理規程を整備し、これに基づきリスク管理体制を構築する。なお、総括責任者は全社リスク管理責任者を定め、関連規程に基づき必要に応じて、定期的なリスクの洗い直しを行うとともに、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導や、これに実践的に対応するためのマニュアルやガイドラインを制定し、社内教育等を通じてその周知徹底を図ること等を通じてリスク管理体制を確立する。また、内部監査担当者は当社グループにおけるリスク管理状況を監査する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

- d. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおける取締役の職務の効率性に関しての総括責任者は代表取締役をもって充てるものとし、効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会の策定する経営計画に基づいた目標に対し、当社グループにおける職務執行が効率的に行われるよう監督する。各業務担当取締役は、当該取締役の業務担当における経営計画に基づいて実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。効率性確保体制の総括責任者たる代表取締役は、取締役会において定期的に各取締役にその遂行状況を報告させ、全社的及び個別的な施策並びに効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- e. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、関係会社管理規程をもって、子会社に対し、経営上の重要事項に関する事前の協議及び承認並びに決算情報等の報告を義務付ける。また、内部監査担当者は、当社グループにおける内部監査の結果を代表取締役へ報告する。
- f. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を任命するものとする。監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮・監督及び人事考課等に関する権限は監査等委員会に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとして、その独立性及び当該使用人に対する支持の実効性を確保する。
- g. 当社の監査等委員会への報告に関する体制  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付随する重要な事項と重要な決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び監査等委員会の権限等を定める監査等委員会規程等社内規程に基づき監査等委員会に報告するものとする。  
監査等委員会は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。また、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査等委員会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、関連部署と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。  
当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- h. その他当社の監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制  
取締役は、監査等委員会による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。
- i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて、会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないこと及び役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示すことを基本姿勢としている。また、顧問弁護士や警視庁組織犯罪対策部等の外部の専門機関・団体と随時連絡を取って情報収集に努めるとともに、事件発生時にはコンプライアンス委員会が対応統括部署となり会社全体で対応することとしている。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

### a. 内部統制システム全般

当社は、平成28年3月30日の取締役会の決議により、内部統制システム構築の基本方針を一部改訂いたしました。当社グループの内部統制システム全般につきましては、当該基本方針に基づき内部監査室がモニタリングし、整備・運用状況の改善に努めております。

### b. コンプライアンス

当社は、コンプライアンス体制の総括責任者たる代表取締役の下にコンプライアンス委員会を設置し、当連結会計年度は1回開催しております。同委員会では、コンプライアンス体制並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、必要に応じて随時取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。また、コンプライアンス意識の周知徹底を図るため、インサイダー取引研修をはじめとするコンプライアンス研修を役職員に対して実施しております。

c. リスク管理体制

当社は、リスク管理についての必要事項を定めるリスク管理規程及び発生しうるリスクの最小化を図るための実践的対応としての情報セキュリティ管理規程・運用マニュアル、事業継続計画（BCP）等を整備し、リスク管理体制の構築・運用を継続的に行っております。その一環として、情報セキュリティ研修及び社員安否確認システムの訓練を役職員に対して定期的を実施しております。

d. 内部監査

当社は、内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社グループの国内外事業拠点に対する内部監査を実施し、代表取締役へ内部監査の結果を随時報告しております。

(2) 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社は、執行部門から独立した監査部門として内部監査室（内部監査・内部統制を所管）を設置し、内部管理体制の適切性や有効性を定期的に検証し、業務執行の状況について監査を実施しております。

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名で構成され、3名全てが社外取締役であります。また、監査等委員会は、経営執行状況について監査を実施するとともに、会計監査人から監査に関する重要な事項の報告を受け、協議を行い常に連携を保っております。内部監査、監査等委員会監査及び会計監査は、各業務を適切に遂行するため、少なくとも四半期決算ごとに情報交換の場を設けております。

(3) 社外取締役による監督・監査と、内部監査、監査等委員会監査、会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

上記のとおり、当社の監査等委員は全員社外取締役であり、取締役の監査・監督を実施しております。常勤監査等委員は内部監査、会計監査並びに内部統制部門との連携を密にしており、非常勤監査等委員とも監査等委員会にて情報共有を行っております。さらに、非常勤監査等委員である米正剛氏は弁護士でもあることから、頻繁に情報共有を行うとともに、弁護士としての見解等をいただくようにしております。

(4) 内部監査及び監査等委員会監査の状況

内部監査

当社は、代表取締役直轄で内部監査担当者を任命し、計画的な内部監査を実施しております。これにより、業務の効率性改善や不正取引の発生防止に努め、内部統制の充実及びコンプライアンスの強化を図っております。

監査等委員会監査

監査等委員会は、協議した監査計画に基づき、取締役会その他の重要会議への出席、重要文書の閲覧、ヒアリング及び実地調査等の方法により取締役の業務執行の業務監査及び会計監査を行うこととしております。また、監査の実施にあたっては、監査法人及び内部監査室との連携に留意するとともに、三者間の情報共有化による効果的な監査の遂行に努めております。

(5) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。なお、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人
金子 寛人	有限責任 あずさ監査法人
矢嶋 泰久	

継続関与年数につきましては、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名                      その他 4名

(6) 社外取締役

当社の社外取締役は3名であり、全員が監査等委員であります。

岩崎二郎氏及びシー・リチャード・クラムリック氏は、他の会社の取締役及び経営者としての幅広く高度な見識と長年の豊富な経験により、取締役会においては主として取締役の経営の監視や適切な助言を行っております。

米正剛氏は、M & A業務に精通した弁護士として会社の事業展開について意見を述べるとともに、企業経営を支援する弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針については特段定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員に関する基準等を参考しております。

当社と社外取締役との人的関係、資本関係、取引関係、その他の特別な利害関係はありません。

社外取締役の他の会社等との兼務の状況は「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおりであります。当社と兼職先である会社等との間には特筆すべき利害関係はありません。また、社外取締役の当社株式の所有状況は「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおりです。

(7) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	105	105	-	-	3
社外役員	38	38	-	-	5

(注) 1. 対象となる役員の員数には、平成28年3月30日に退任した監査役3名を含んでおります。

2. 当社は、平成28年3月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬等の 総額 (百万円)	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	ストックオプション	賞与
渡辺 章博(取締役)	119	当社	102	17	-
サッシャ・ファイ ファー(取締役)	414	GCA Altium AG (Germany)	13	-	400
アレクサンダー・エ ム・グルンワルド(取 締役)	114	GCA Altium AG (Switzerland)	11	-	102
ジェフェリー・ディ・ バルドウィン(取締役)	102	GCA Advisors, LLC.	43	20	38

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。上記連結報酬等には使用人兼務役員の使用人分給与を含んでおります。

2. 役員の連結報酬等の総額は1,106百万円であり、対象となる役員の員数は14名であります。対象となる役員の員数には、平成28年3月30日に退任した監査役3名及び平成29年3月29日に退任した取締役2名を含んでおります。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法  
業績への貢献度、役位等の諸事情を加味して決定しております。

(8) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに  
当事業年度における、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。

(9) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

(10) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(11) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(12) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を図ることを目的とするものです。

(13) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、総株主の同意によらず取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めています。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。

(14) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	7	42	4
連結子会社	-	-	-	-
計	37	7	42	4

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対し、監査証明業務に基づく報酬として12百万円を支払っております。

当連結会計年度

当社連結子会社のうち、GCA Savvian, Inc.及びGCA Altium Corporate Finance Ltd.並びに同社の海外子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対し、監査証明業務に基づく報酬として27百万円を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「国際会計基準(IFRS)導入に関するアドバイザー業務」を委託しております。

当連結会計年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「国際会計基準(IFRS)導入に関するアドバイザー業務」を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、当社の会社規模や業務内容、監査日数等を勘案し、監査法人と相互協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修等に参加しております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,199	11,139
売掛金	1,394	2,467
有価証券	1,631	97
営業投資有価証券	94	98
繰延税金資産	643	416
その他	1,102	1,243
貸倒引当金	-	7
流動資産合計	13,065	15,456
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,433	1,871
その他(純額)	1,152	1,460
有形固定資産合計	586	1,332
無形固定資産		
のれん	-	9,314
その他	50	76
無形固定資産合計	50	9,390
投資その他の資産		
投資有価証券	176	157
関係会社株式	2,46	2,39
長期貸付金	296	656
繰延税金資産	89	142
その他	297	213
投資その他の資産合計	906	1,209
固定資産合計	1,543	11,932
資産合計	14,608	27,389
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	1,399	360
未払金	2,761	5,592
その他	1,051	1,008
流動負債合計	5,213	6,962
固定負債		
その他	75	598
固定負債合計	75	598
負債合計	5,289	7,561
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,328	203
資本剰余金	2,245	13,772
利益剰余金	4,958	5,379
自己株式	-	795
株主資本合計	8,533	18,560
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	2
為替換算調整勘定	481	492
その他の包括利益累計額合計	481	490
新株予約権	304	677
非支配株主持分	-	99
純資産合計	9,319	19,828
負債純資産合計	14,608	27,389

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	13,159	18,558
売上原価	8,306	12,379
売上総利益	4,853	6,178
販売費及び一般管理費	1 2,114	1 3,686
営業利益	2,738	2,492
営業外収益		
受取利息	9	15
為替差益	-	69
その他	2	87
営業外収益合計	11	172
営業外費用		
為替差損	16	-
その他	-	4
営業外費用合計	16	4
経常利益	2,734	2,660
特別利益		
固定資産売却益	-	1
投資有価証券売却益	81	6
特別利益合計	81	8
特別損失		
固定資産除却損	-	3
投資有価証券評価損	73	-
投資有価証券売却損	-	2
特別損失合計	73	5
税金等調整前当期純利益	2,742	2,662
法人税、住民税及び事業税	1,476	1,052
法人税等調整額	348	139
法人税等合計	1,127	1,192
当期純利益	1,614	1,470
非支配株主に帰属する当期純利益	-	97
親会社株主に帰属する当期純利益	1,614	1,373

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	1,614	1,470
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	2
為替換算調整勘定	22	11
その他の包括利益合計	1 30	1 9
包括利益	1,584	1,479
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,584	1,382
非支配株主に係る包括利益	-	97

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	588	2,911	4,319	241	7,578
当期変動額					
新株の発行	740	740			1,480
株式交換による増加					-
減資					-
剰余金の配当			975		975
親会社株主に帰属する当期純利益			1,614		1,614
自己株式の取得				2,643	2,643
自己株式の処分		594		2,074	1,479
自己株式の消却		810		810	-
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	740	665	639	241	955
当期末残高	1,328	2,245	4,958	-	8,533

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	7	504	511	622	-	8,712
当期変動額						
新株の発行						1,480
株式交換による増加						-
減資						-
剰余金の配当						975
親会社株主に帰属する当期純利益						1,614
自己株式の取得						2,643
自己株式の処分						1,479
自己株式の消却						-
連結範囲の変動						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	22	30	317	-	347
当期変動額合計	7	22	30	317	-	607
当期末残高	-	481	481	304	-	9,319

当連結会計年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,328	2,245	4,958	-	8,533
当期変動額					
新株の発行	3	3			6
株式交換による増加		10,394			10,394
減資	1,128	1,128			-
剰余金の配当			948		948
親会社株主に帰属する当期純利益			1,373		1,373
自己株式の取得				795	795
自己株式の処分					-
自己株式の消却					-
連結範囲の変動			3		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,125	11,526	421	795	10,026
当期末残高	203	13,772	5,379	795	18,560

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	-	481	481	304	-	9,319
当期変動額						
新株の発行						6
株式交換による増加						10,394
減資						-
剰余金の配当						948
親会社株主に帰属する当期純利益						1,373
自己株式の取得						795
自己株式の処分						-
自己株式の消却						-
連結範囲の変動						3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	11	9	372	99	481
当期変動額合計	2	11	9	372	99	10,508
当期末残高	2	492	490	677	99	19,828

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,742	2,662
減価償却費	95	164
のれん償却額	-	511
投資有価証券評価損益(は益)	73	-
投資有価証券売却損益(は益)	81	4
株式報酬費用	-	380
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	5
受取利息及び受取配当金	9	15
営業投資有価証券の増減額(は増加)	505	1
売上債権の増減額(は増加)	474	325
未払金の増減額(は減少)	183	1,521
その他	176	91
小計	2,843	4,797
利息及び配当金の受取額	9	15
法人税等の支払額	1,633	2,429
法人税等の還付額	23	332
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,242	2,716
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	357	873
投資有価証券の売却による収入	197	29
関係会社株式の取得による支出	10	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2	2,073
長期貸付けによる支出	-	945
長期貸付金の回収による収入	319	12
その他	10	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	138	271
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,377	-
自己株式の取得による支出	2,643	795
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	1,361	-
配当金の支払額	973	946
その他	96	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	975	1,735
現金及び現金同等物に係る換算差額	12	151
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	418	1,403
現金及び現金同等物の期首残高	9,412	9,830
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	3
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,830	1 11,237

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 )

1 . 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

GCA Advisors, LLC.

GCA Altium Corporate Finance Ltd.

GCA Altium Limited

GCA Altium AG(Switzerland)

GCA Altium AG(Germany)

GCA Altium s.r.l.

GCA Altium Israel Ltd.

GCA India Investment Advisers Private Limited

基師亜(上海)投資諮詢有限公司

G C A F A S 株式会社

G A 株式会社

M C o 株式会社

株式会社メザニン

当連結会計年度において、M C o 株式会社は重要性が増したため、GCA Altium Corporate Finance Ltd.、GCA Altium Limited、GCA Altium AG(Switzerland)、GCA Altium AG(Germany)、GCA Altium s.r.l.、GCA Altium Israel Ltd.は株式を取得したため、G A 株式会社は新規設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

アンブリア株式会社

GCA Singapore Private Limited

MCo2号投資事業有限責任組合

MCo3号投資事業有限責任組合

MCo4号投資事業有限責任組合

( 連結の範囲から除いた理由 )

非連結子会社のうち、投資事業有限責任組合(以下、ファンド)を除く各社については、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

また、ファンドについては、連結の範囲に含めることが利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれが生じるものと判断し、連結の範囲から除外しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アンブリア株式会社

GCA Singapore Private Limited

( 持分法を適用しない理由 )

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちGCA India Investment Advisers Private Limitedの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

営業投資有価証券

子会社に該当するファンドのうち連結の範囲に含まれないファンドへの出資に係る会計処理は、ファンドの事業年度の財務諸表に基づき、当該ファンドの純資産及び純損益を連結子会社の出資持分割合に応じて、営業投資有価証券（流動資産）及び収益・費用として計上しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 8年～15年

工具器具備品 3年～15年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

##### (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8年間の定額法により償却を行っております。

##### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

##### (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、建物及び構築物並びにその他の減価償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

当社は、近年のグローバル展開の進展により、国内外のグループ会計方針の統一の観点から当社の有形固定資産の使用実態を検討した結果、安定的に稼働することが見込まれることから、当社が採用する建物及び構築物並びにその他の減価償却方法について、海外連結子会社と同じ定額法に変更することが、経済実態をより適切に反映すると判断しました。当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。 )、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。 )及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。 )等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ40百万円減少しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、1.06円、1.26円及び1.22円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
	590百万円	908百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
関係会社株式	46百万円	39百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
給与手当	406百万円	470百万円
支払手数料	594	896
のれん償却額	-	511

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	59百万円	3百万円
組替調整額	48	-
税効果調整前	11	3
税効果額	4	1
その他有価証券評価差額金	7	2
為替換算調整勘定：		
当期発生額	22	11
その他の包括利益合計	30	9

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	26,325,224	1,427,750	653,222	27,099,752
合計	26,325,224	1,427,750	653,222	27,099,752
自己株式				
普通株式(注2)	245,189	1,851,533	2,096,722	-
合計	245,189	1,851,533	2,096,722	-

(注)1. 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による増加1,427,750株であります。また、発行済株式の総数の減少は、自己株式の消却による減少653,222株であります。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加1,851,500株及び単元未満株式の取得による増加33株であります。また、自己株式の数の減少は、新株予約権の行使による自己株式の処分による減少1,443,500株及び自己株式の消却による減少653,222株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	304
合計		-	-	-	-	-	304

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年2月12日 取締役会	普通株式	704百万円	27円	平成26年12月31日	平成27年3月10日
平成27年7月29日 取締役会	普通株式	270百万円	10円	平成27年6月30日	平成27年8月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年2月10日 取締役会	普通株式	677百万円	利益剰余金	25円	平成27年12月31日	平成28年3月15日

当連結会計年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注1）	27,099,752	11,621,700	-	38,721,452
合計	27,099,752	11,621,700	-	38,721,452
自己株式				
普通株式（注2）	-	888,900	-	888,900
合計	-	888,900	-	888,900

（注）1. 発行済株式の総数の増加は、株式交換による増加11,614,200株及び新株予約権の行使による増加7,500株であります。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加888,900株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	677
合計		-	-	-	-	-	677

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年2月10日 取締役会	普通株式	677百万円	25円	平成27年12月31日	平成28年3月15日
平成28年7月28日 取締役会	普通株式	270百万円	10円	平成28年6月30日	平成28年8月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年2月14日 取締役会	普通株式	1,324百万円	利益剰余金	35円	平成28年12月31日	平成28年3月14日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金	8,199百万円	11,139百万円
有価証券勘定(譲渡性預金)	1,631	97
現金及び現金同等物	9,830	11,237

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年1月1日至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日至 平成28年12月31日)

当社は、アルティウム社を完全子会社化することによる同社との経営統合を実行するため、当社の完全子会社であるG A株式会社(以下G A社といいます。)がアルティウム社の全株式を現物出資により取得した上で、当社とG A社との間で当社を株式交換完全親会社、G A社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本企業結合により新たにアルティウム社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,949百万円
固定資産	83
のれん	9,826
流動負債	2,385
固定負債	79
株式の取得価額	10,394
現金及び現金同等物	2,073
本企業結合による当社株式の発行価額	10,394
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2,073

## (リース取引関係)

## (借主側)

## オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年内	556	750
1年超	3,465	3,757
合計	4,022	4,508

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については自己資本により充当しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、及びその他の債権等は取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、海外で事業を行うに当たり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建営業債権の割合は低いため影響は軽微であります。

有価証券は、主に譲渡性預金等の流動性の高い金融資産であります。投資有価証券のうち、上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握を図っております。

営業投資有価証券は、主にファンドへの出資であります。これらは、ファンドの保有する出資先の信用リスク及び金利の変動リスクに晒されております。また、定期的に出資先の財務状況等を把握し、市況及び当社グループとの関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,199	8,199	-
(2) 売掛金	1,394	1,394	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	1,649	1,649	-
(4) 営業投資有価証券	94	94	-
(5) 長期貸付金	296	296	-
資産計	11,634	11,634	-
(1) 未払金	2,761	2,761	-
負債計	2,761	2,761	-

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	11,139	11,139	-
(2) 売掛金	2,467	2,467	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	97	97	-
(4) 営業投資有価証券	98	98	-
(5) 長期貸付金	656	656	-
資産計	14,460	14,460	-
(1) 未払金	5,592	5,592	-
負債計	5,592	5,592	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券、(4) 営業投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
投資有価証券に属するもの		
非上場株式	-	-
その他	158	157

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,199	-	-	-
売掛金	1,394	-	-	-
有価証券	1,631	-	-	-
営業投資有価証券	-	-	94	-
長期貸付金	-	171	125	-
合計	11,224	171	219	-

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,139	-	-	-
売掛金	2,467	-	-	-
有価証券	97	-	-	-
営業投資有価証券	30	-	68	-
長期貸付金	-	586	69	-
合計	13,735	586	137	-



(有価証券関係)

1. 其他有価証券

前連結会計年度(平成27年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	112	112	-
	その他 譲渡性預金	1,631	1,631	-
	小計	1,744	1,744	-
合計		1,744	1,744	-

(注) その他の投資有価証券(連結貸借対照表計上額158百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	98	98	-
	その他 譲渡性預金	97	97	-
	小計	196	196	-
合計		196	196	-

(注) その他の投資有価証券(連結貸借対照表計上額157百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他	103	81	-
合計	103	81	-

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21	6	2
合計	21	6	2

3. 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度において、その他有価証券について73百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)  
該当事項はありません。

(退職給付関係)  
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)  
1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 1月 1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
売上原価の株式報酬費	-	380

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	G C A 株式会社 第 4 回新株予約権	G C A 株式会社 第 6 回新株予約権	G C A 株式会社 第 7 回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社及び当社子会社の取締役、 監査役、執行役員及び従業員 135名	当社子会社従業員 33名	当社又は当社子会社の取締役、 監査役、執行役員及び従業員 132名
ストック・オプ ション数 (注) 1	普通株式 5,593,400株 (注) 2	普通株式 1,290,000株 (注) 2	普通株式 2,190,100株
付与日	平成23年 1月12日	平成24年 3月 5日	平成25年 5月20日
権利確定条件	付与日(平成23年 1月12日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3	付与日(平成24年 3月 5日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3	付与日(平成25年 5月20日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3
対象勤務期間	付与日(平成23年 1月12日)以 降、権利行使時まで	付与日(平成24年 3月 5日)以 降、権利行使時まで	付与日(平成25年 5月20日)以 降、権利行使時まで
権利行使期間	平成23年 3月11日から 平成32年 3月 9日まで	平成25年 2月15日から 平成33年 3月 9日まで	平成26年 4月 1日から 平成35年 3月31日まで

	G C A 株式会社 第 8 回新株予約権	G C A 株式会社 第 9 回新株予約権	G C A 株式会社 第10回新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社又は当社子会社の取締役、 執行役員及び従業員31名	当社又は当社子会社の取締役、 執行役員及び従業員122名	当社又は当社子会社の取締役、 執行役員及び従業員35名
ストック・オプ ション数 (注) 1	普通株式 1,500,000株	普通株式 1,498,900株	普通株式 1,500,000株
付与日	平成25年 5月16日	平成26年 3月 7日	平成26年 3月 7日
権利確定条件	付与日(平成25年 5月16日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3	付与日(平成26年 3月 7日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3	付与日(平成26年 3月 7日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3
対象勤務期間	付与日(平成25年 5月16日)以 降、権利行使時まで	付与日(平成26年 3月 7日)以 降、権利行使時まで	付与日(平成26年 3月 7日)以 降、権利行使時まで
権利行使期間	平成26年 4月 1日から 平成35年 3月31日まで	平成27年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで	平成27年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで

	G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権
付与対象者の区分 及び人数	当社又は当社子会社の取締役、 執行役員及び従業員108名	当社又は当社子会社の取締役、 執行役員及び従業員24名	当社子会社の取締役、執行役員 及び従業員28名
ストック・オブ ション数 (注) 1	普通株式 1,003,600株	普通株式 1,035,000株	普通株式 873,700株
付与日	平成28年3月9日	平成28年3月9日	平成28年10月11日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	付与日(平成28年10月11日)以 降、権利行使時まで継続して勤 務していること(注) 3
対象勤務期間	-	-	付与日(平成28年10月11日)以 降、権利行使時まで
権利行使期間	平成29年2月23日から 平成38年3月8日まで	平成29年2月23日から 平成32年12月31日まで	平成29年2月23日から 平成38年3月8日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、第4回及び第6回新株予約権のストック・オプション数が調整されております。
3. 詳細は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	G C A 株式会社 第4回新株予約権	G C A 株式会社 第6回新株予約権	G C A 株式会社 第7回新株予約権
権利確定前(株)			
連結会計年度期首	-	155,250	697,013
付与	-	-	-
失効・消却	-	-	33,250
権利確定	-	155,250	335,132
未確定残	-	-	328,631
権利確定後(株)			
連結会計年度期首	1,878,600	465,750	697,012
権利確定	-	155,250	335,132
権利行使	-	-	-
失効・消却	25,300	-	46,250
未行使残	1,853,300	621,000	985,894

	G C A 株式会社 第 8 回新株予約権	G C A 株式会社 第 9 回新株予約権	G C A 株式会社 第10回新株予約権
権利確定前（株）			
連結会計年度期首	570,000	951,863	866,250
付与	-	-	-
失効・消却	-	27,757	-
権利確定	285,000	317,369	288,750
未確定残	285,000	606,737	577,500
権利確定後（株）			
連結会計年度期首	570,000	317,287	288,750
権利確定	285,000	317,369	288,750
権利行使	-	7,500	-
失効・消却	-	20,418	-
未行使残	855,000	606,738	577,500

	G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権
権利確定前（株）			
連結会計年度期首	-	-	-
付与	1,003,600	1,035,000	873,700
失効・消却	20,800	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	982,800	1,035,000	873,700
権利確定後（株）			
連結会計年度期首	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効・消却	-	-	-
未行使残	-	-	-

（注）平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、第4回及び第6回新株予約権のストック・オプション数が調整されております。

単価情報

	G C A 株式会社 第 4 回新株予約権	G C A 株式会社 第 6 回新株予約権	G C A 株式会社 第 7 回新株予約権
権利行使価格 (円)	899	1,015	1,225
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	91	86	14

	G C A 株式会社 第 8 回新株予約権	G C A 株式会社 第 9 回新株予約権	G C A 株式会社 第10回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,225	815	848
行使時平均株価 (円)	-	942	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	14	18	18

	G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権	G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	686	686	567

(注)平成24年10月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、第4回及び第6回新株予約権の権利行使価格、行使時平均株価及び公正な評価単価が調整されております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権

	行使期間 A (注) 5	行使期間 B (注) 5	行使期間 C (注) 5	行使期間 D (注) 5
株価変動性 (注) 1	57.00%	48.00%	48.50%	48.10%
予想残存期間 (注) 2	1.04年	1.96年	2.96年	3.96年
予想配当 (注) 3	3.48%	3.48%	3.48%	3.48%
無リスク利率 (注) 4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権

	行使期間 A (注) 5	行使期間 B (注) 5	行使期間 C (注) 5	行使期間 D (注) 5
株価変動性 (注) 1	57.00%	48.00%	48.50%	48.10%
予想残存期間 (注) 2	1.04年	1.96年	2.96年	3.96年
予想配当 (注) 3	3.48%	3.48%	3.48%	3.48%
無リスク利率 (注) 4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権

	行使期間 A (注) 5	行使期間 B (注) 5	行使期間 C (注) 5	行使期間 D (注) 5
株価変動性 (注) 1	41.10%	51.60%	46.90%	47.50%
予想残存期間 (注) 2	0.45年	1.37年	2.37年	3.37年
予想配当 (注) 3	4.58%	4.58%	4.58%	4.58%
無リスク利率率 (注) 4	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 1. 予想残存期間に応じた直近の期間(上場日より)の株価実績に基づき算定しております。

2. 権利行使可能となった時点で全ての新株予約権が行使されるものと推定して見積もっております。

3. 直近の配当実績(記念配当を除く)によっております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5. G C A 株式会社 R S U - 1 新株予約権、G C A 株式会社 R S U - 2 新株予約権及び G C A 株式会社 R S U - 3 新株予約権は、以下のとおり段階的に権利行使可能となっていることから、公正な評価単価については、権利行使期間開始日の異なる新株予約権ごとに評価を行ったのち、平均することで算出しております。

行使期間 A : 平成29年 2 月23日から平成30年 2 月22日までは、割り当てられた新株予約権の数の25%まで

行使期間 B : 平成30年 2 月23日から平成31年 2 月22日までは、割り当てられた新株予約権の数の50%まで

行使期間 C : 平成31年 2 月23日から平成32年 2 月22日までは、割り当てられた新株予約権の数の75%まで

行使期間 D :

( R S U - 1 ) 平成32年 2 月23日から平成38年 3 月 8 日までは、割り当てられた新株予約権の数の全部

( R S U - 2 ) 平成32年 2 月23日から平成32年12月31日までは、割り当てられた新株予約権の数の全部

( R S U - 3 ) 平成32年 2 月23日から平成38年 3 月 8 日までは、割り当てられた新株予約権の数の全部

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

R S U - 1 新株予約権、R S U - 2 新株予約権及び R S U - 3 新株予約権については、権利確定条件等を考慮し、権利不確定による失効数を見積もっております。

その他の新株予約権については、基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産(流動)		
未払賞与	481百万円	348百万円
未払事業税	99	15
未払費用	29	26
繰越欠損金	136	27
その他	16	16
小計	764	434
評価性引当額	121	-
計	643	434
繰延税金負債(流動)		
未収事業税	30	17
計	30	17
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	34	36
投資有価証券評価損	51	37
関係会社株式評価損	10	9
貸倒引当金	15	5
株式報酬費用	-	124
フリーレント賃料	-	185
繰越欠損金	-	381
その他	30	57
小計	141	837
評価性引当額	28	429
計	113	408
繰延税金負債(固定)		
在外子会社における減価償却不足額	-	242
在外子会社留保利益	24	24
計	24	266
繰延税金資産の純額	702	558

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.64%	33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.78	3.67
評価性引当額の増減	0.39	2.19
税額変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.14	1.24
在外子会社留保利益	1.15	0.00
連結子会社の税率差異	1.36	1.98
のれん償却額	-	6.35
その他	2.40	0.68
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.13	44.78



### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した33.1%から平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は27百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

#### （企業結合等関係）

##### 取得による企業結合

##### 1. 企業結合の概要

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、欧州の独立系M&Aアドバイザーファームであるアルティウム社を完全子会社化することによる同社との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を目的として、アルティウム社の発行済株式の全部を取得することを決議し、アルティウム社及びその他の当事者との間で、同日付でIMPLEMENTATION AGREEMENT（以下「本統合契約」といいます。）を締結いたしました。

本統合契約の規定に従い、当社は、平成28年6月8日開催の取締役会の決議に基づき、当社の完全子会社であるG A社との間で当社を株式交換完全親会社、G A社を株式交換完全子会社とする株式交換（株式対価による買収。以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本経営統合は、G A社が、アルティウム社の全株式をアルティウム社の株主（以下「アルティウム株主」といいます。）からの現物出資（以下「本現物出資」といいます。）により取得した上で、本株式交換を行うことにより実行されました。本株式交換は、当社については平成28年7月7日開催の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受け、G A社については同日付で会社法第319条第1項により本株式交換契約を承認する株主総会決議があったものとみなされ、平成28年7月31日を効力発生日として行われました。本企業結合の主な内容は、次のとおりであります。

#### （1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	GCA Altium Corporate Finance Limited
事業の内容	M & Aアドバイザー事業

#### （2）企業結合を行った主な理由

本企業結合は、顧客の利益・顧客からの信頼の重視という経営理念であるFor Client's Best Interest を共有する日米欧の三大拠点を持つことにより、真のグローバル・インベストメントバンクとなることを目的としております。

アルティウム社については、特にテクノロジー等の成長セクターに強く、米国西海岸に拠点を有する当社の米国法人とのシナジー効果を期待することができ、同社を子会社とすることで、当社は「世界最大級のテックM&Aアドバイザーファーム」となることができると考えております。また、欧米のみならず、グローバルに事業を展開する日本企業においても、当社が欧州拠点を持つことにより、より高付加価値なM&A案件の実行サポートを提供し、日米及び日欧のクロスボーダーM&Aをシームレスな形でフルサポートできる体制の構築が可能になります。

#### （3）企業結合日

平成28年7月31日

#### （4）企業結合の法的形式

株式交換

#### （5）結合後企業の名称

G C A株式会社

#### （6）取得した議決権比率

100%

#### （7）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年7月31日から平成28年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 企業結合日に交付したG C A株式会社の普通株式

10,394百万円

取得原価

10,394百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス・アドバイザー費用及び印紙税等 318百万円

5. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

本経営統合に当たっては、アルティウム株主に交付される当社普通株式の総数が、概ね当社の平成28年5月9日時点の発行済株式総数(27,099,752株)の7分の3(本株式交換の効力発生後の当社の発行済株式総数の30%)(11,614,200株)となるよう、本株式交換に係る交換比率を定めることとしております。具体的には、本現物出資により発行されるG A社のA種株式の数が合計11,614,200株となることを踏まえ、本株式交換契約において、交換比率を以下のとおり定めております。

本株式交換においてG A社のA種株式1株当たり交付される当社普通株式の数

1株

本株式交換においてアルティウム株主に交付される当社普通株式の総数

11,614,200株

(注) G A社は、本株式交換の効力発生日の前日に、アルティウム株主から本現物出資を受け、アルティウム社の発行済株式の全てを取得することによりアルティウム社を完全子会社とし、これと引換えに、アルティウム株主に対してG A社のA種株式を合計11,614,200株発行しました。また、本現物出資の実施を条件として、本株式交換を実施することにより、G A社のA種株主(本現物出資の実施直前におけるアルティウム株主)に、G A社のA種株式1株に対して、1株の当社普通株式を交付することになります。この結果、アルティウム株主は、合計で11,614,200株の当社普通株式の交付を受けました。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、当社及びアルティウム社から独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社(以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。)に株式価値比率の算定を依頼しました。当社は、ダフ・アンド・フェルプスより提出を受けた株式価値比分析報告書を参考に、かつ両社の財務状況及び業績動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、上記(1)株式の種類別の交換比率及び交付した株式数に記載の株式価値比率は妥当なものであるとの判断に至りました。

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

9,826百万円

(2) 発生原因、償却方法及び償却期間

取得原価が被取得企業の純資産を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。のれんは8年間に渡り均等償却しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産 2,949百万円

固定資産 83百万円

資産合計 3,033百万円

流動負債 2,385百万円

固定負債 79百万円

負債合計 2,464百万円

8. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	2,454百万円
営業利益	716百万円
経常利益	569百万円
税金等調整前当期純利益	569百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	569百万円
1株当たり当期純利益	17.89円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、平成28年1月1日から平成28年12月31日の取得企業の損益計算書を基礎として当社が算定した売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識された資産、負債及びのれんが当連結会計年度開始の日に発生したものとして償却額を算定しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に対する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に認められないと考えられる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうちに分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、アドバイザー事業及びアセットマネジメント事業について、それぞれ事業拠点を設立し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業別を基礎としたセグメントから構成されており、「アドバイザー事業」、「アセットマネジメント事業」の2つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントにおける主要な事業は以下のとおりです。

事業区分	主要事業
アドバイザー事業	M & Aアドバイザー事業、デューデリジェンス事業、プライベートキャピタル事業、戦略・PMIコンサルティング事業
アセットマネジメント事業	メザニンファンド運営事業

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(報告セグメントの利益または損失の測定方法の変更)

第3四半期連結会計期間より、報告セグメントの利益の測定方法を、のれんの償却額及び当社グループが定める非経常的な項目を考慮しない営業利益ベースの数値に変更しております。

これは、平成28年7月31日にアルティウム社を連結子会社化したことに伴い、今後ののれんの償却額が多額に発生することが見込まれる状況において、報告セグメントの正常な収益力により業績評価を行う観点からは、のれんの償却額及び当社グループが定める非経常的な項目を考慮しない営業利益ベースの数値に基づき報告セグメントの利益を測定することが合理的であると判断したことによります。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき将来見通し作成の観点から除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことであります。

経営者は、このような指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で、有益な情報を提供できると判断しております。

なお、前連結会計年度の「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」は、変更後の利益または損失の測定方法により作成しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	アドバイザー事業	アセットマネジメント事業	
売上高			
外部顧客への売上高	12,867	291	13,159
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	12,867	291	13,159
セグメント利益(又は損失)	2,967	228	2,738
セグメント資産	13,303	1,315	14,618
その他の項目			
減価償却費	89	6	95

なお、アドバイザー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
売上高	7,573	5,148	49	95	12,867
営業利益(又は営業損失)	2,675	485	37	156	2,967

(注)「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント		合計
	アドバイザー事業	アセットマネジメント事業	
売上高			
外部顧客への売上高	17,507	1,051	18,558
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-
計	17,507	1,051	18,558
セグメント利益	3,086	315	3,402
セグメント資産	26,194	1,211	27,405
その他の項目			
減価償却費	160	3	164

なお、アドバイザー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 （百万円）	米国 （百万円）	欧州 （百万円）	その他 （百万円）	計 （百万円）
売上高	6,812	6,801	3,700	193	17,507
営業利益（又は営業損失）	1,534	1,057	530	36	3,086

（注）「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

4．報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	当連結会計年度
報告セグメント計	3,402
セグメント間取引消去	-
のれんの償却額	511
非経常的な項目	398
連結損益計算書の営業利益	2,492

前連結会計年度については、該当事項はありません。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,618	27,405
セグメント間債権債務消去等	10	16
連結貸借対照表の資産合計	14,608	27,389

【関連情報】

前連結会計年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

	アドバイザー 事業 (百万円)	アセット マネジメント 事業 (百万円)	計 (百万円)
外部顧客に対する売上高	12,867	291	13,159

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
7,864	5,148	49	95	13,159

(注) 1．売上高は顧客の所在地を基準とし、国又は地域に分類しております。

2．「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
155	427	-	3	586

(注) 「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

	アドバイザー 事業 (百万円)	アセット マネジメント 事業 (百万円)	計 (百万円)
外部顧客に対する売上高	17,507	1,051	18,558

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
7,863	6,801	3,700	193	18,558

(注) 1．売上高は顧客の所在地を基準とし、国又は地域に分類しております。

2．「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
147	1,028	152	3	1,332

(注) 「その他」に属する主な国はインド、中国であります。

3．主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

	アドバイザー 事業 (百万円)	アセット マネジメント 事業 (百万円)	計 (百万円)
当期末残高	9,314	-	9,314

(注) 当連結会計年度において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額は511百万円であります。



【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	大田 浩昭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 0.0	-	新株予約権の 行使(注)	22	-	-

(注) 新株予約権の行使は、平成22年12月24日及び平成26年2月20日の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	アレクサンダー・エム・グルンワルド	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 3.0	-	資金の貸付 (注)	139	長期貸付金	150

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付金金利については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
1株当たり純資産額	332.64円	1株当たり純資産額	503.56円
1株当たり当期純利益金額	59.97円	1株当たり当期純利益金額	43.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	54.04円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	41.68円

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計(百万円)	9,319	19,828
純資産の部の合計から控除する金額 (百万円)	304	777
(うち新株予約権)(百万円)	(304)	(677)
(うち非支配株主持分)(百万円)	(-)	(99)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	9,014	19,050
期末の普通株式の数(株)	27,099,752	37,832,552

1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	1,614	1,373
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	1,614	1,373
期中平均株式数(株)	26,915,945	31,850,294
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,956,212	1,096,990
(うち新株予約権(株))	(2,956,212)	(1,096,990)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第6回新株予約権 6,210個 第7回新株予約権 1,314,525個 第8回新株予約権 1,140,000個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 百万円 )	3,662	7,132	10,694	18,558
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	651	1,575	1,596	2,662
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益金額 ( 百万円 )	373	929	773	1,373
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 利益金額 ( 円 )	13.80	34.30	26.06	43.11

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失金額 ( 円 )	13.80	20.50	4.48	15.66

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

特記事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,711	2,932
売掛金	1,413	2,050
有価証券	1,500	-
前払費用	103	110
繰延税金資産	554	278
未収入金	813	686
未収還付法人税等	-	439
短期貸付金	1	631
その他	30	129
貸倒引当金	47	17
流動資産合計	9,082	7,242
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	74	65
工具、器具及び備品	59	64
有形固定資産合計	133	129
無形固定資産		
ソフトウェア	49	50
無形固定資産合計	49	50
投資その他の資産		
関係会社株式	706	11,140
長期貸付金	296	654
繰延税金資産	34	105
その他	155	187
投資その他の資産合計	1,192	12,089
固定資産合計	1,375	12,269
資産合計	10,457	19,512
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	1,864	1,900
未払法人税等	1,383	-
未払費用	194	305
その他	454	51
流動負債合計	3,897	2,258
固定負債		
その他	-	60
固定負債合計	-	60
負債合計	3,897	2,319
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,328	203
資本剰余金		
資本準備金	953	53
その他資本剰余金	1,291	13,719
資本剰余金合計	2,245	13,772
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,680	3,335
利益剰余金合計	2,680	3,335
自己株式	-	795
株主資本合計	6,254	16,515
新株予約権	304	677
純資産合計	6,559	17,193
負債純資産合計	10,457	19,512

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	1,849	1,779
売上原価	1,413	1,399
売上総利益	4,360	3,800
販売費及び一般管理費	1,215	1,218
営業利益	2,849	1,969
営業外収益		
受取利息	7	10
為替差益	-	115
その他	2	4
営業外収益合計	10	131
営業外費用		
為替差損	18	-
営業外費用合計	18	-
経常利益	2,841	2,101
特別損失		
関係会社株式評価損	9	-
特別損失合計	9	-
税引前当期純利益	2,831	2,101
法人税、住民税及び事業税	1,510	293
法人税等調整額	533	204
法人税等合計	976	497
当期純利益	1,855	1,603

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費	1	2,790	67.6	2,976	74.8
経費		1,340	32.4	1,002	25.2
合計		4,130	100.0	3,979	100.0

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
地代家賃(百万円)	160	183
外注費(百万円)	940	534

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	588	213	2,697	2,911	1,800	1,800	241	5,059
当期変動額								
新株の発行	740	740		740				1,480
株式交換による増加								-
減資								-
準備金から剰余金への振替								-
剰余金の配当					975	975		975
当期純利益					1,855	1,855		1,855
自己株式の取得							2,643	2,643
自己株式の処分			594	594			2,074	1,479
自己株式の消却			810	810			810	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	740	740	1,405	665	879	879	241	1,195
当期末残高	1,328	953	1,291	2,245	2,680	2,680	-	6,254

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	622	5,681
当期変動額		
新株の発行		1,480
株式交換による増加		-
減資		-
準備金から剰余金への振替		-
剰余金の配当		975
当期純利益		1,855
自己株式の取得		2,643
自己株式の処分		1,479
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	317	317
当期変動額合計	317	878
当期末残高	304	6,559



当事業年度（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,328	953	1,291	2,245	2,680	2,680	-	6,254	
当期変動額									
新株の発行	3	3		3				6	
株式交換による増加			10,394	10,394				10,394	
減資	1,128		1,128	1,128				-	
準備金から剰余金への振替		903	903	-				-	
剰余金の配当					948	948		948	
当期純利益					1,603	1,603		1,603	
自己株式の取得							795	795	
自己株式の処分								-	
自己株式の消却								-	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	1,125	900	12,427	11,526	654	654	795	10,260	
当期末残高	203	53	13,719	13,772	3,335	3,335	795	16,515	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	304	6,559
当期変動額		
新株の発行		6
株式交換による増加		10,394
減資		-
準備金から剰余金への振替		-
剰余金の配当		948
当期純利益		1,603
自己株式の取得		795
自己株式の処分		-
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	372	372
当期変動額合計	372	10,633
当期末残高	677	17,193

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

( 会計方針の変更 )

( 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更 )

当社は、建物及び構築物並びにその他の減価償却方法につきまして、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当社は、近年のグローバル展開の進展により、国内外のグループ会計方針の統一の観点から当社の有形固定資産の使用実態を検討した結果、安定的に稼働することが見込まれることから、当社が採用する建物及び構築物並びにその他の減価償却方法について、海外連結子会社と同じ定額法に変更することが、経済実態をより適切に反映すると判断しました。当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は、軽微であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「流動資産」の「その他」に表示していた32百万円は、「短期貸付金」1百万円、「その他」30百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
短期金銭債権	1,026百万円	2,418百万円
長期金銭債権	-	364
短期金銭債務	483	689

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	587百万円	1,443百万円
外注費	792	439
支払手数料	273	268

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 1.1%、当事業年度 4.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.9%、当事業年度95.7%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
給料手当	157百万円	160百万円
支払手数料	615	818

## (有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は11,140百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は706百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	10百万円	9百万円
減価償却超過額	34	36
未払事業税	99	-
未払賞与	430	272
未払費用	24	23
貸倒引当金	15	5
株式報酬費用	-	50
その他	2	21
繰延税金資産小計	616	418
評価性引当額	28	17
繰延税金資産合計	588	401
繰延税金負債		
未収事業税	-	17
繰延税金負債合計	-	17
繰延税金資産の純額	588	384

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率		33.06%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	法定実効税率と税効果	3.99
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	会計適用後の法人税等の	13.59
住民税均等割	負担率との差異が法定実	0.28
評価性引当額の増減	効税率の100分の5以下	0.48
税額変更による期末繰延税金資産の減額修正	であるため注記を省略し	1.34
その他	ております。	0.45
税効果会計適用後の法人税等の負担率		24.15

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した33.1%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は27百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物附属設備	74	-	-	8	65	229
工具、器具及び備品	59	26	-	21	64	226
有形固定資産計	133	26	-	30	129	455
無形固定資産						
ソフトウェア	49	17	-	16	50	-
無形固定資産計	49	17	-	16	50	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	47	-	30	17

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL ( <a href="http://www.gcasavvian.co.jp">http://www.gcasavvian.co.jp</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第8期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月31日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成28年3月31日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第9期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年5月13日関東財務局長に提出  
（第9期第2四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月10日関東財務局長に提出  
（第9期第3四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月14日関東財務局長に提出
- (4) 確認書の訂正報告書  
平成28年5月16日関東財務局長に提出  
（第9期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）の確認書に係る訂正報告書であります。
- (5) 臨時報告書  
平成28年4月1日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年6月8日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年7月8日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年8月1日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年8月1日関東財務局長に提出  
開示府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。  
平成28年9月23日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書  
平成28年10月17日関東財務局長に提出  
平成28年9月23日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自 平成28年8月1日 至 平成28年8月31日）平成28年9月1日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成28年9月1日 至 平成28年9月30日）平成28年10月3日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成28年10月1日 至 平成28年10月31日）平成28年11月1日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成28年11月1日 至 平成28年11月30日）平成28年12月1日関東財務局長に提出  
報告期間（自 平成28年12月1日 至 平成28年12月31日）平成29年1月4日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 3月30日

G C A 株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 寛人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢嶋 泰久 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、G C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、G C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月30日

G C A 株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 寛人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 矢嶋 泰久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、G C A 株式会社（旧会社名 G C A サヴィアン株式会社）の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。